

# よくわかる建設リサイクル

2020

～総合的建設副産物対策～  
現場での実効ある対策の推進のために



次世代に引き継ごう  
豊かな環境

KEEP

3R

みんなで分別 建設副産物



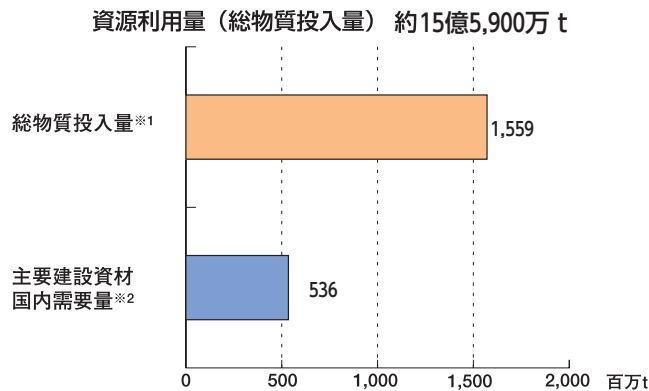
建設副産物リサイクル広報推進会議



# 廃棄物・リサイクルの現状

廃棄物・リサイクルの現状を考えると、なぜ循環型社会の形成に向けた取組みが必要なのかが見えてきます。

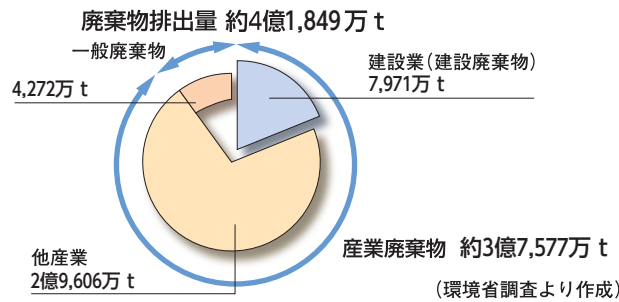
## ●我が国における資源の利用量



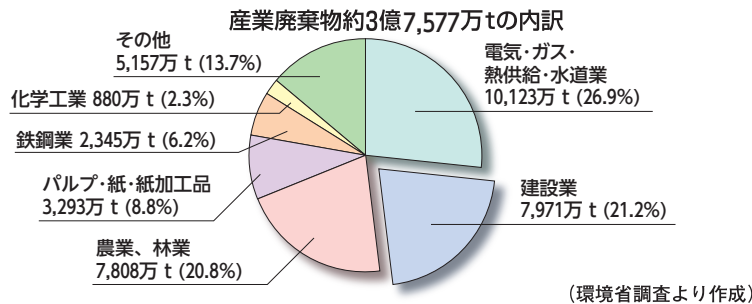
我が国における資源利用量（総物質投入量）は約15億5,900万tです（平成28年度環境省調べ）。一方、主要建設資材の需要量はおおよそ5億3,600万t（平成28年度国土交通省調べ）となり、資源利用量の約35%を占めています。

（建設副産物リサイクル広報推進会議事務局が以下の資料から試算、作成  
※1「環境白書 循環型社会白書／生物多様性白書令和2年版」（環境省）より  
※2「主要建設資材の国内需要実績」（国土交通省）より、m<sup>3</sup>表記のデータはtに換算）

## ●廃棄物の排出量（平成30年度）



廃棄物の総排出量約4億1,849万tのうち約9割（約3億7,577万t）が産業廃棄物であり、産業廃棄物のうち約2割（約7,971万t）が建設廃棄物です。



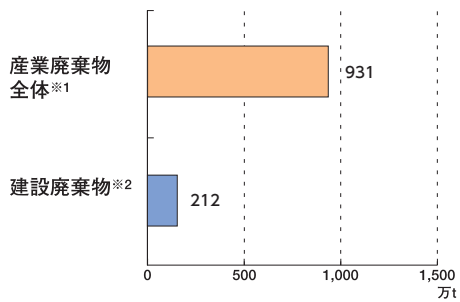
注）四捨五入の関係で、各業種別排出量の総和が総排出量と異なる。

## 目次 CONTENTS

- 1 廃棄物・リサイクルの現状／2
- 2 建設副産物とは／4
- 3 建設副産物の発生と利用の現状／5
- 4 建設リサイクル等推進方策／9
- 5 建設副産物対策の実務上の留意点／24
  - 1 事前調査（計画・設計）／25
  - 2 発注計画の作成等（積算・発注）／26
  - 3 事前調査／28
  - 4 現場分別等の計画の作成／28
  - 5 発注者への説明／28
  - 6 受領・確認／28
  - 7 工事請負契約／28
  - 8 事前届出／28
- 9 施工計画の作成等／30
- 10 届出事項の告知・確認／34
- 11 工事下請負契約／34
- 12 工事着手前の措置（事前措置）／34
- 13 施工（分別解体等）／35
- 14 副産物の再資源化等・適正処理／37
- 15 実績記録の作成・報告・保管／42
- 16 完了報告の受領・確認／42
- 17 現場実務のチェックリスト／43
- 6 リサイクルへの取組み事例／44
- 7 建設副産物リサイクル広報推進会議の活動／47

本パンフレットにおいて、特に断りのないデータは国土交通省取りまとめのデータです。

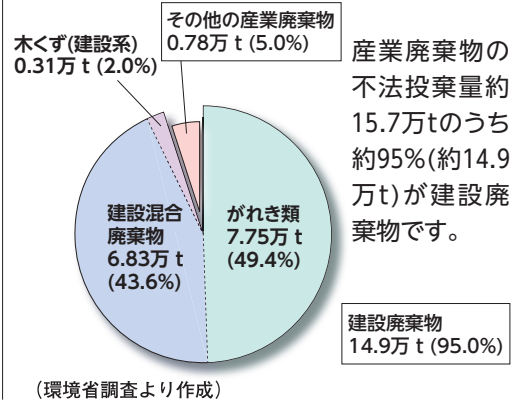
### ●産業廃棄物の最終処分量



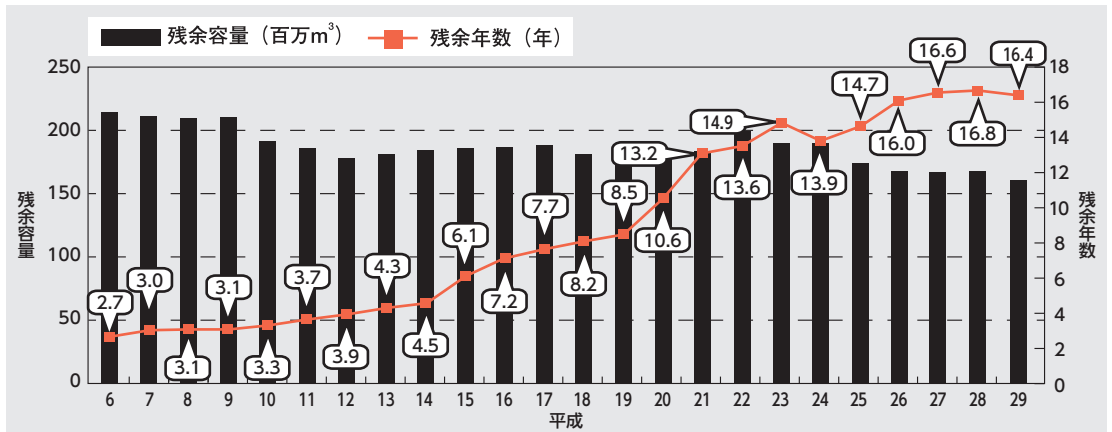
全産業廃棄物の最終処分量のうち約23%が建設廃棄物であると推定されます。

(※1 H30環境省調査、※2 H30建設副産物実態調査より作成、データの調査年度は異なります。)

### ●産業廃棄物の不法投棄量(平成30年度)



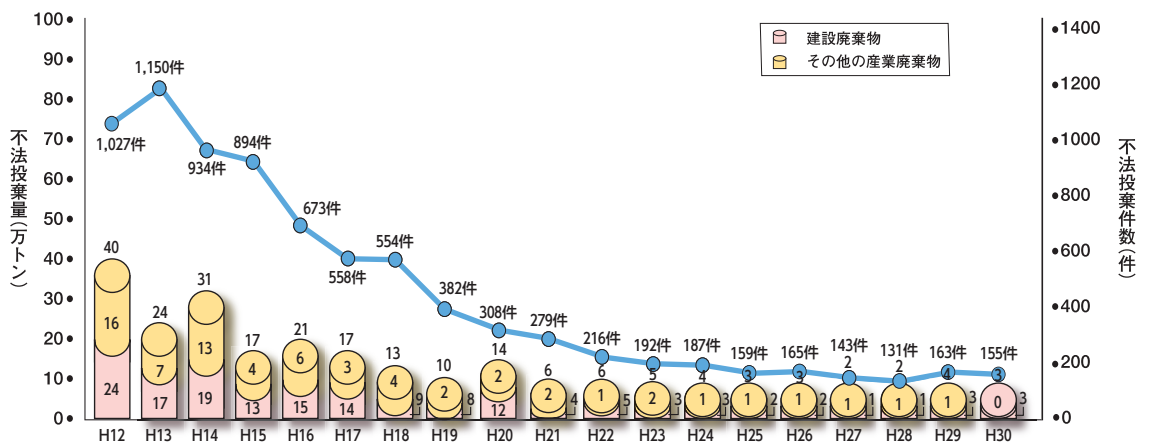
### ●最終処分場の残余容量及び残余年数の推移 (産業廃棄物)



ここ数年、産業廃棄物最終処分場については残余容量が横ばい若しくは減少傾向にあり、平成29年度末現在で15,926万m³、残余年数は16.4年分あります。

(環境省調査より作成)

### ●不法投棄の件数及び量の推移



産業廃棄物の不法投棄の件数は平成13年度以降減少傾向が見られ、平成30年度には155件となっています。

※平成15年度は岐阜県岐阜市の大規模事案(約57万t)、平成16年度は静岡県沼津市の大規模事案(約20万t)、平成20年度は三重県桑名市多度町の大規模事案(約6万t)、平成22年度は滋賀県日野町の大規模事案(約1.4万t)、平成27年度は滋賀県甲賀市の大規模事案等(約14.7万t)、平成30年度は奈良県天理市の大規模事案等(約13.1万t)を除く

(環境省調査より作成)

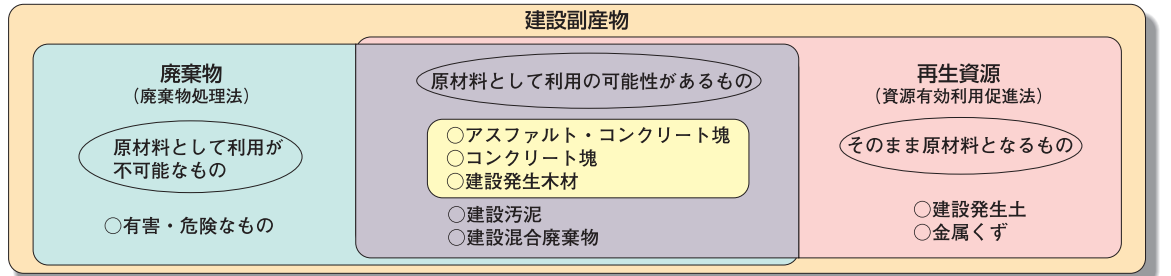


# 建設副産物とは

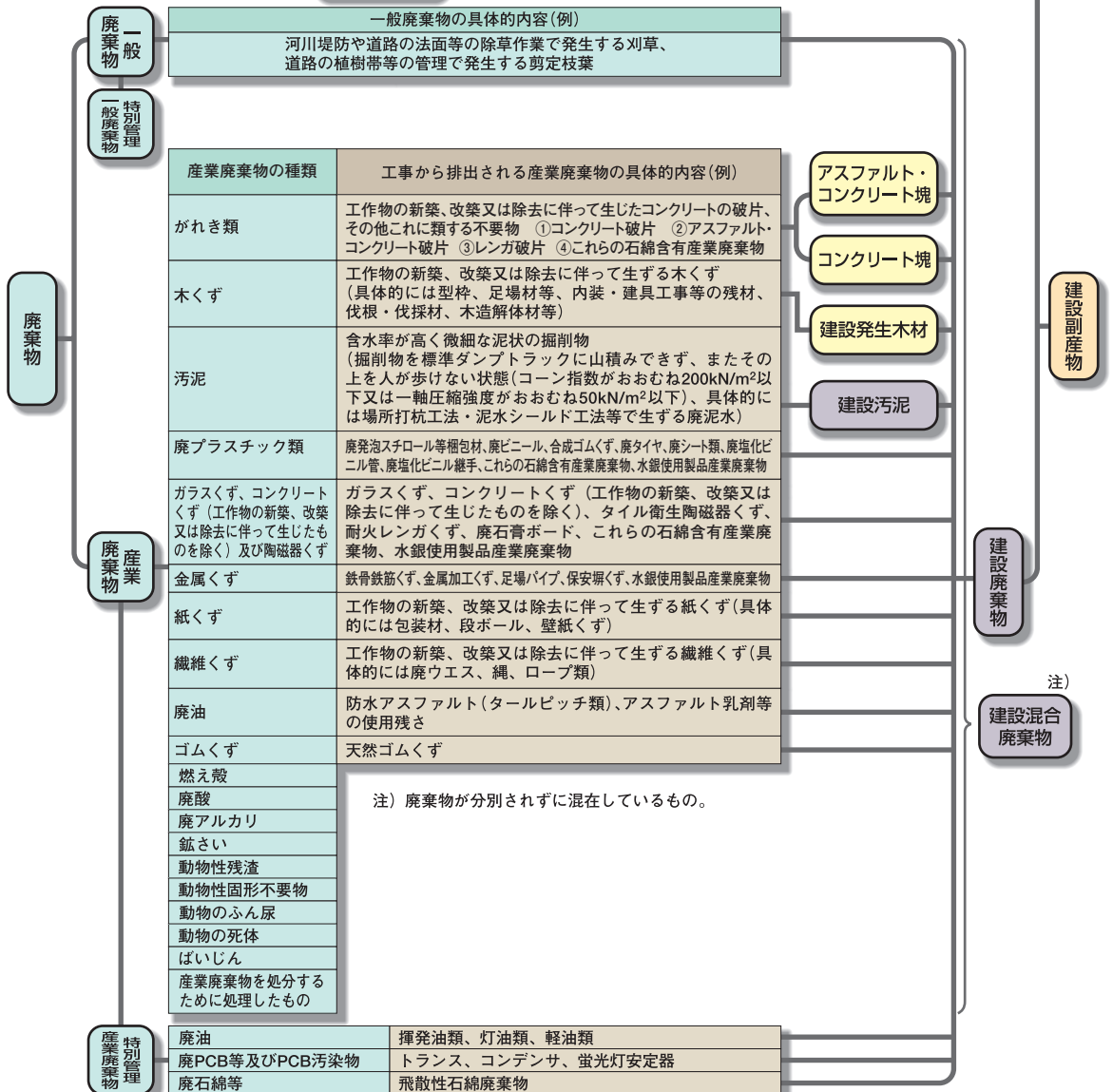
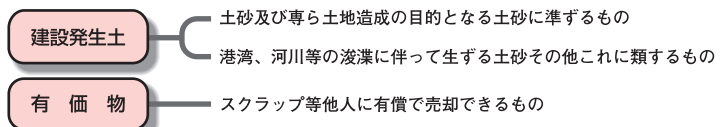
建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源及び廃棄物を含むものです。

再生資源とは、副産物のうち有用なものであって**原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものです**。例えばコンクリート塊は廃棄物であるとともに、再生資源としても位置付けられるものです。**建設発生土は再生資源であり、廃棄物ではありません。**

## 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係



＝建設リサイクル法により、リサイクル等が義務付けられたもの



■参照：国土交通省のリサイクルホームページ 建設副産物の定義

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d01about/d0101/page\\_010201byproduct.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d01about/d0101/page_010201byproduct.htm)

法令改訂等に伴う具体的な内容(例)を加筆しています。



# 建設副産物の発生と利用の現状

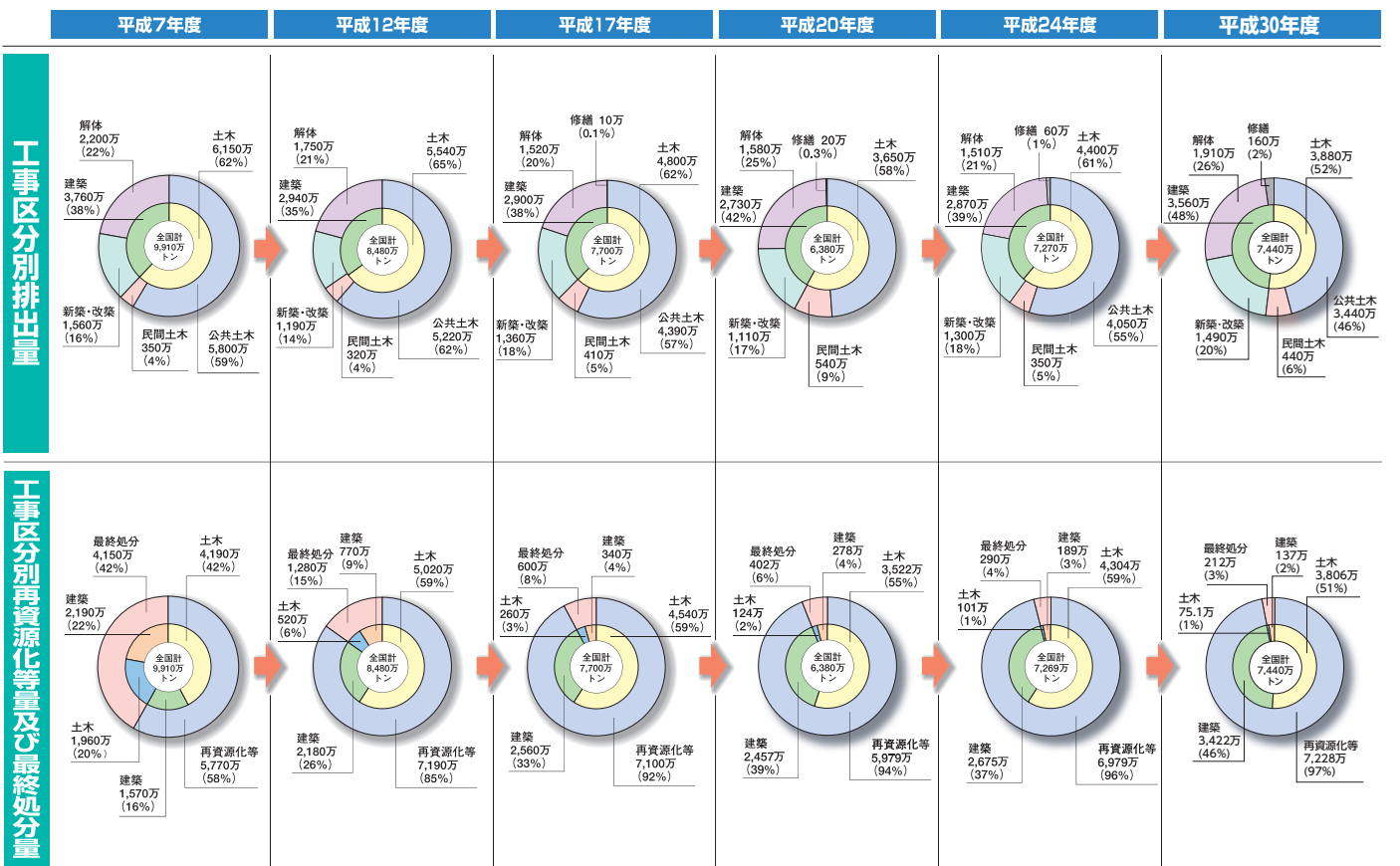
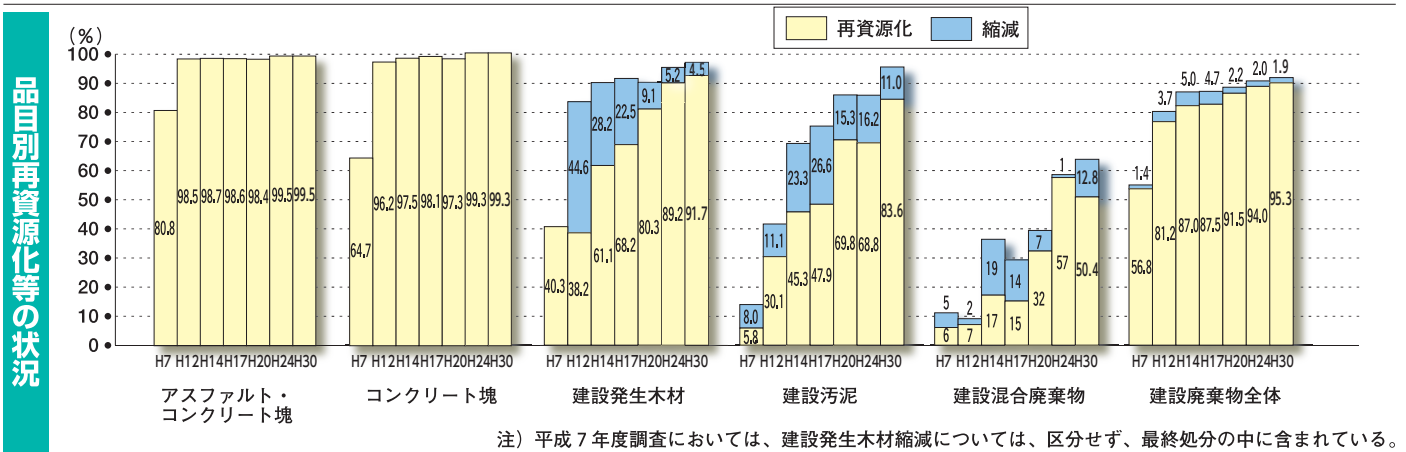
平成30年度の建設副産物実態調査によれば、建設廃棄物全体として再資源化等率は97.2%となり、上昇傾向を示しています。

品目別に見ると、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊は、平成12年度以降高い再資源化率を保っています。建設汚泥、建設発生木材はともに、最終処分の比率が大幅に低下しています。

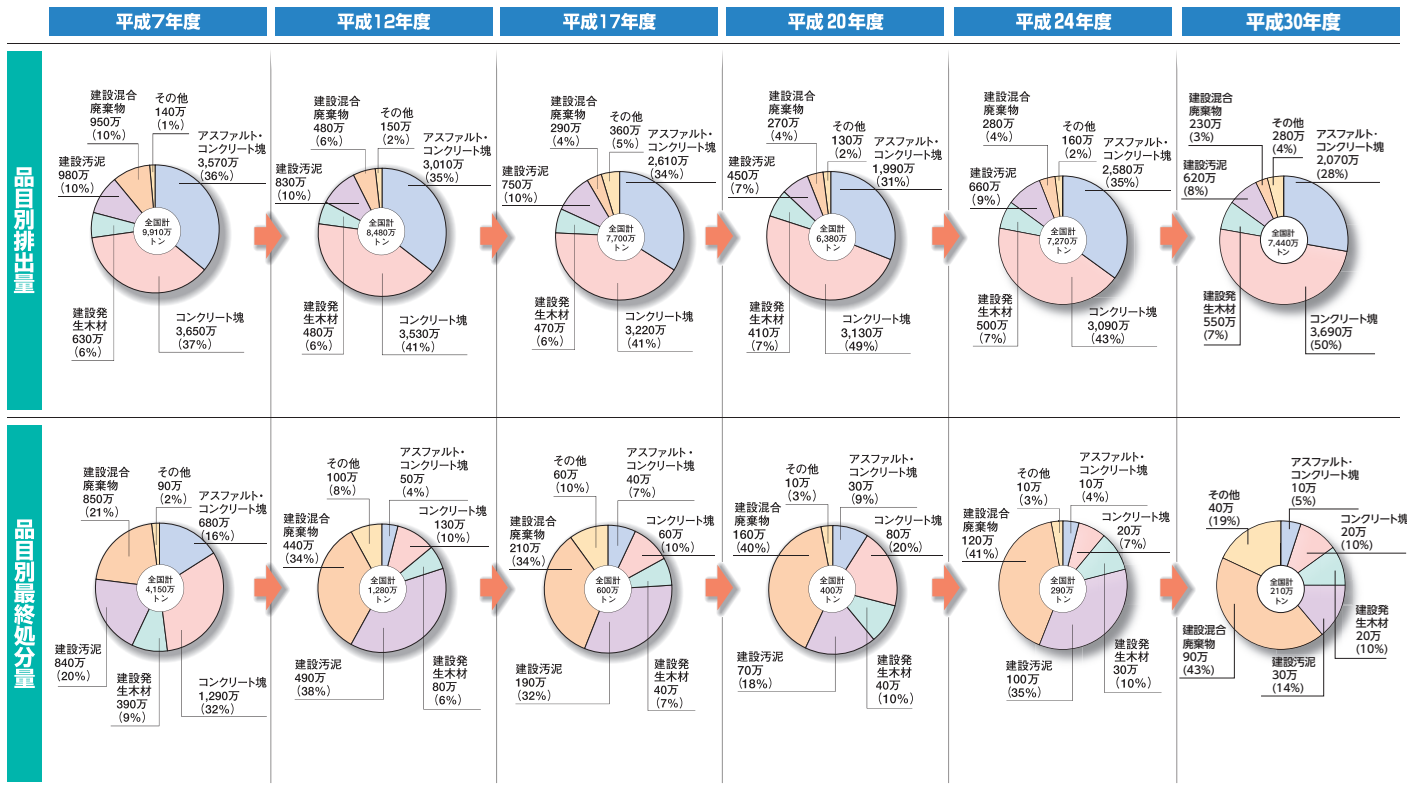
## 1 建設廃棄物

建設工事現場からの建設廃棄物の排出量は、平成24年度と比較して平成30年度は約2.4%増加し、全国で年間約7,440万トン。

再資源化等率は、96.0%(平成24年度)から97.2%(平成30年度)に上昇、最終処分量は290万トン(平成24年度)から212万トン(平成30年度)となり、約27%減少しています。

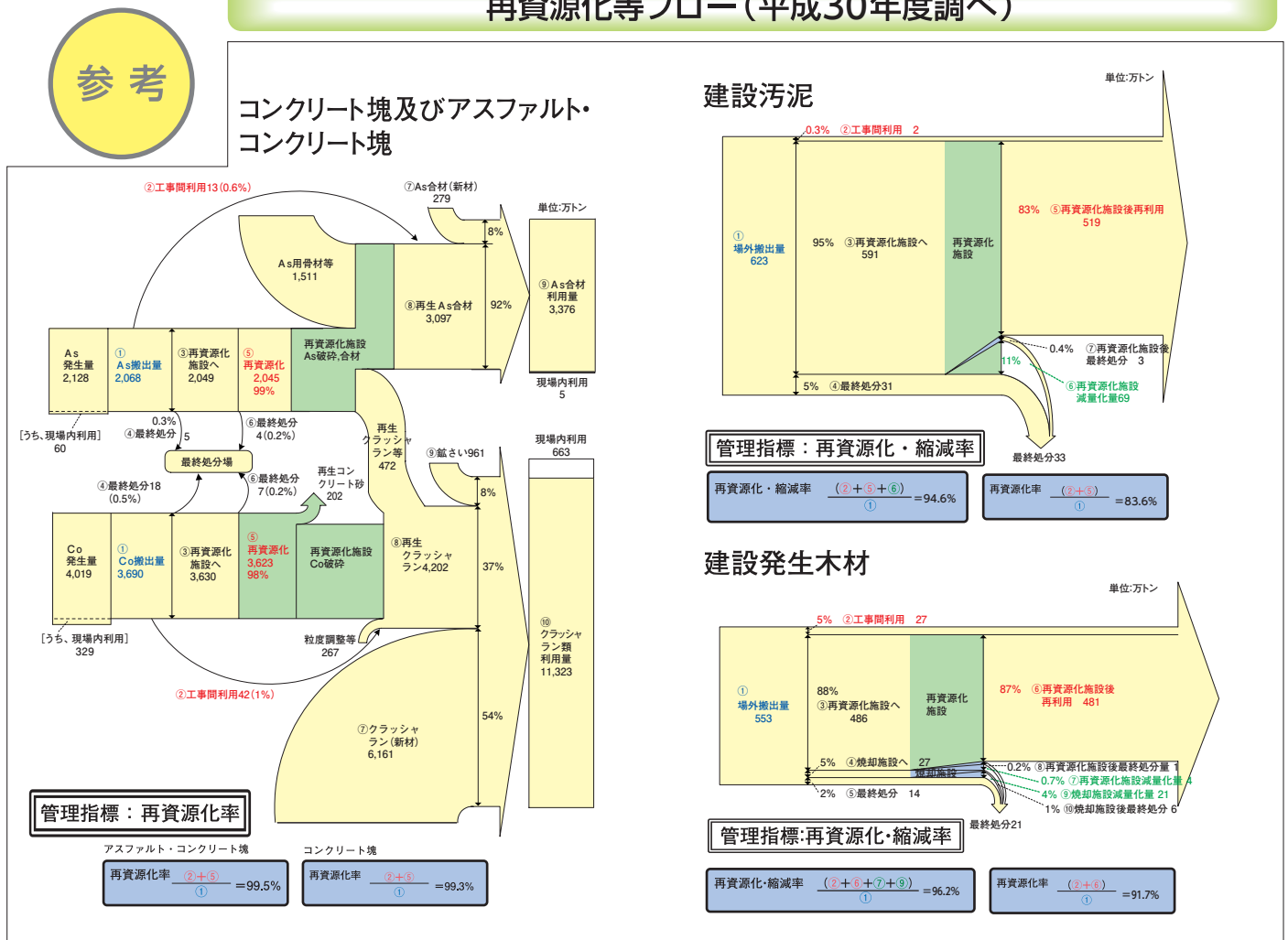


注) 四捨五入の関係上、合計値とあわない場合がある。

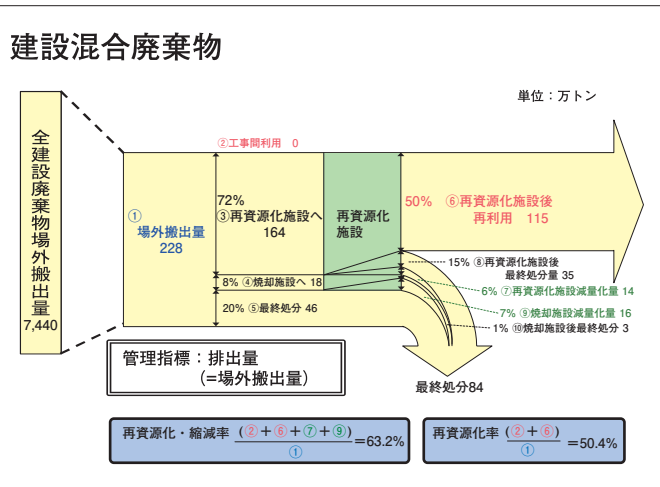


注) 四捨五入の関係上、合計値とあわない場合がある。

### 再資源化等フロー (平成30年度調べ)



注) 四捨五入の関係上、合計があわない場合がある。



注) 四捨五入の関係上、合計があわない場合がある。



## 地方ブロック別の建設副産物再資源化等状況

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国
アスファルト・コンクリート塊 (%)	98.5	99.7	99.9	99.1	99.9	99.0	99.7	99.8	99.1	99.9	99.5
コンクリート塊 (%)	98.0	99.7	99.8	99.7	99.2	98.7	99.4	99.8	99.1	99.9	99.3
建設発生木材 (縮減含む) (%)	93.3	98.0	98.3	94.5	96.6	97.6	96.4	96.4	90.1	89.3	96.2
建設汚泥 (縮減含む) (%)	85.4	89.0	97.9	81.0	97.9	93.5	85.3	84.3	78.8	99.5	94.6
建設混合廃棄物 (縮減含む) (%) [排出率 (%)]	7.9 [1.7]	49.4 [1.8]	73.4 [4.3]	50.8 [1.6]	75.0 [4.2]	44.7 [3.6]	45.5 [1.5]	57.0 [1.6]	54.4 [1.3]	63.2 [1.7]	63.2 [3.1]
建設廃棄物全体 (%)	94.9	97.4	97.9	96.9	97.8	96.3	97.1	97.5	96.2	98.6	97.2

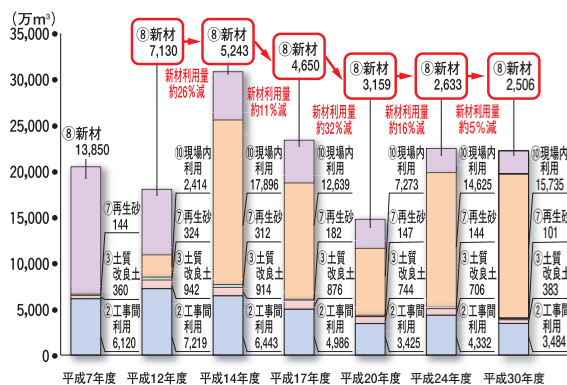
平成30年度 建設副産物実態調査

## 2 建設発生土

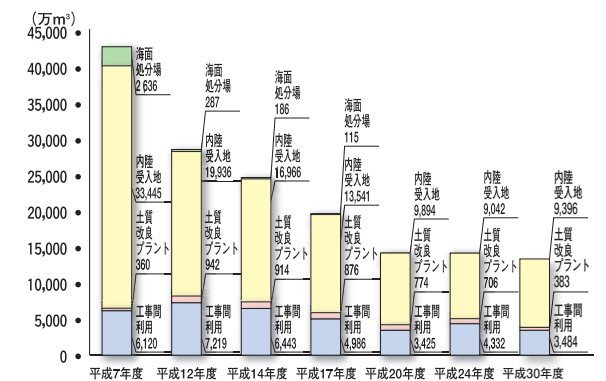
建設工事現場からの建設発生土の排出量は、平成24年度と比較して平成30年度は約5.8%減少し、全国で年間約1億3,263万<sup>3</sup>。

新材土砂の利用量は年々減少傾向にあり、平成24年度の新材利用量は平成30年度と比較して約5%減少しています。

土砂利用の推移 (平成7、12、14、17、20、24、30年度)



建設発生土搬出の推移 (平成7、12、14、17、20、24、30年度)



各地方別ー利用土砂の建設発生土利用率推移

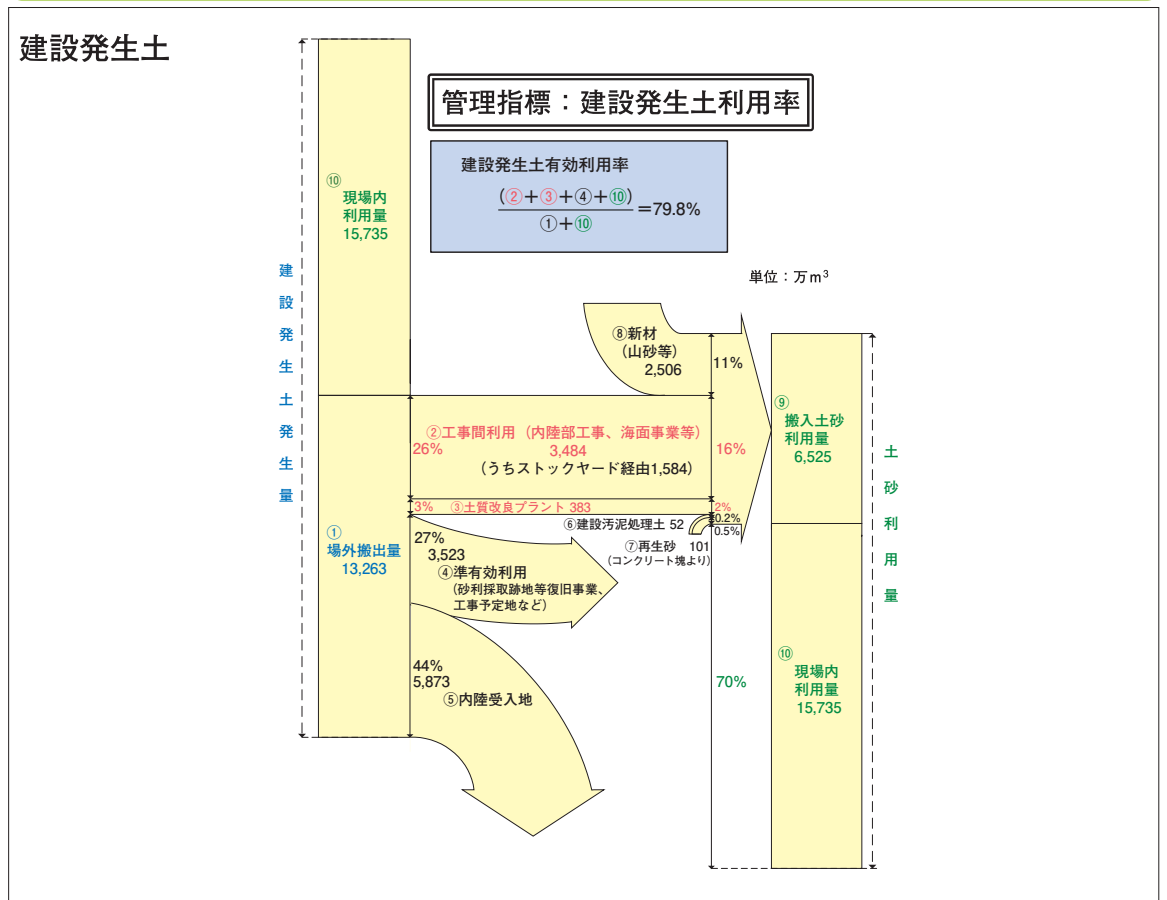
(単位：%)

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国
平成7年度	32	23	38	30	29	37	37	34	27	50	32
平成12年度	58	51	69	54	51	56	63	79	71	74	61
平成14年度	66	50	71	54	80	57	73	68	60	78	65
平成17年度	60	43	71	63	69	65	77	54	63	71	63
平成20年度	76	71	82	76	82	77	84	83	79	83	79
平成24年度	87	80	91	89	90	90	92	90	89	91	88
平成30年度	82	81	80	89	82	78	83	76	72	84	80

注) ・公共工事と民間工事の合計  
 ・平成7年度は、現場内利用の集計を行っていないため、現場内利用を含まない率  
 ・平成12年度、平成17年度は、現場内利用を含む率



再資源化等フロー(平成30年度調べ)



建設副産物実態調査(センサス)

建設副産物実態調査は、建設副産物の発生量、再資源化状況及び最終処分量等の動向に関する実態を把握するため、全国の建設工事(公共土木工事、民間土木工事、建築工事(新築・増改築工事：解体工事、修繕工事))や再資源化施設等を対象に、平成7年度、平成12年度、平成14年度、平成17年度、平成20年度、平成24年度、平成30年度に実施している統計調査です。

本調査は、①利用量・搬出先調査、②再生処理施設の稼働実態調査(施設調査)の2つの調査で構成されています。

■参照：国土交通省のリサイクルホームページ 建設副産物実態調査  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d02status/index\\_0201status.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d02status/index_0201status.htm)



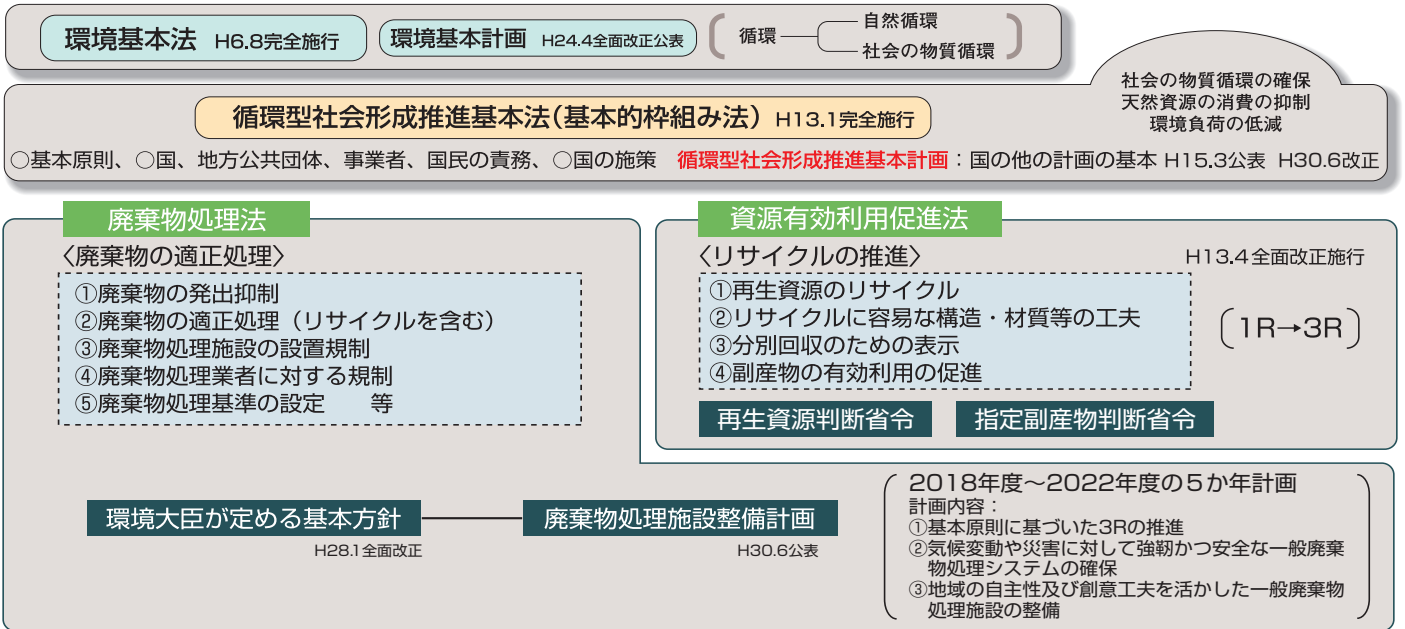


# 建設リサイクル等推進方策

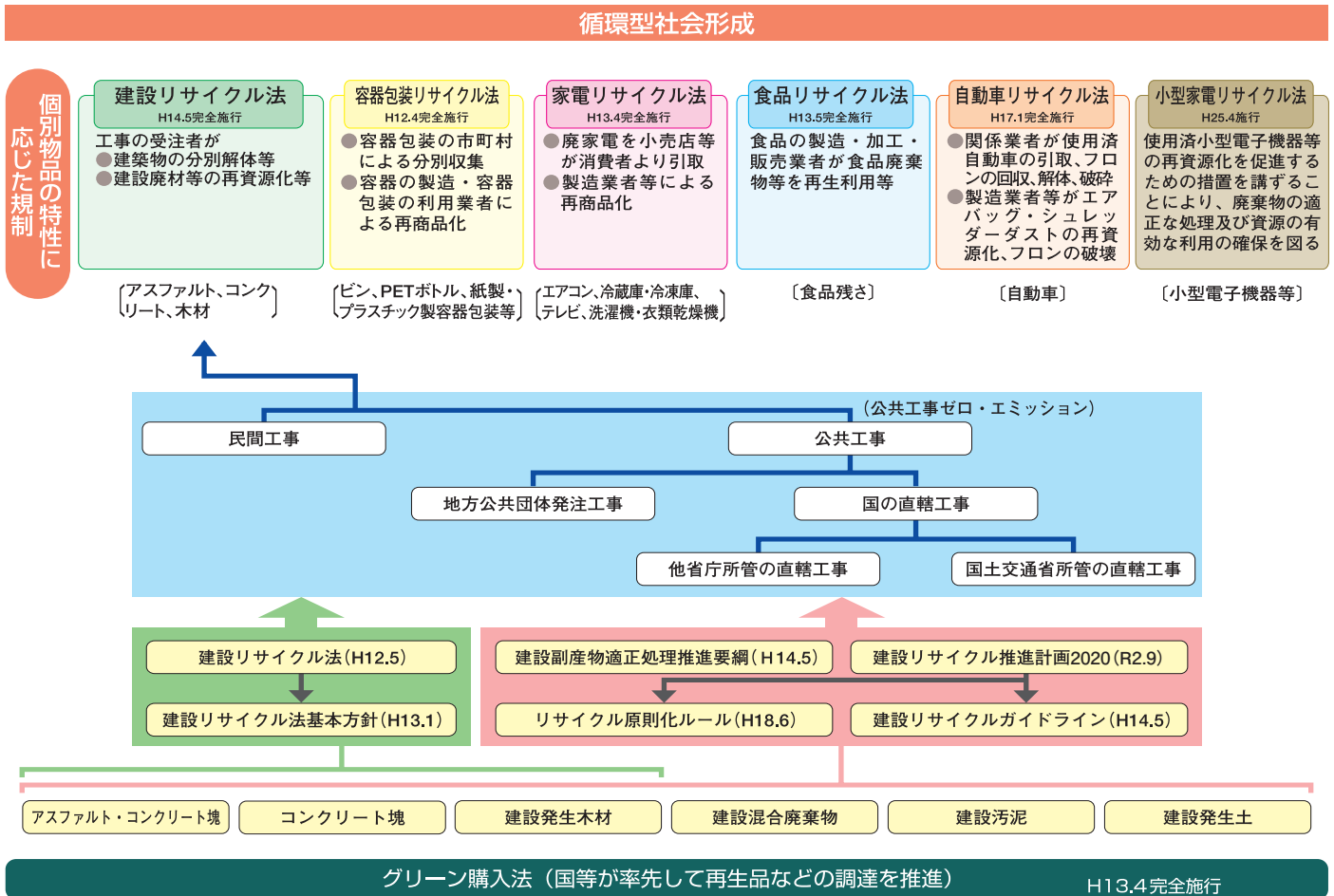
建設廃棄物は、産業廃棄物の排出量の約2割、最終処分量の約2割を占めており、社会的な問題となっている不法投棄の問題や、逼迫する最終処分場の問題の解決に、リサイクル推進は大変重要な役割を担っています。

一方で建設廃棄物のリサイクル率は、全体で97%を超えており、より一層実効性あるリサイクルの制度を確立するために、様々な推進方策が展開されてきました。

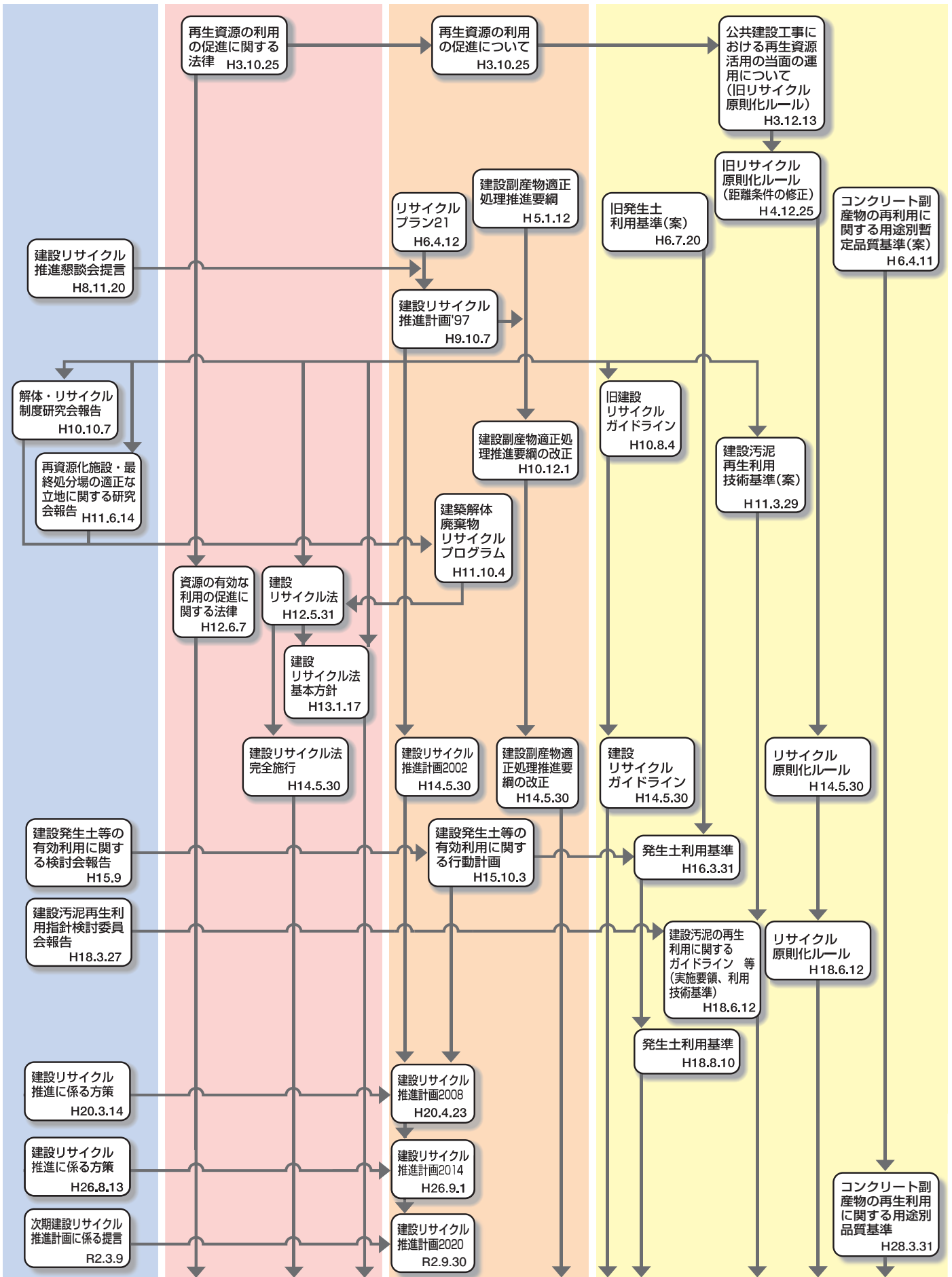
## 循環型社会の形成の推進のための施策体系



## 循環型社会形成推進のための取組み



建設副産物対策の施策・取組みの経緯



関係法令	大綱・目標等	通知類	建設業界
<ul style="list-style-type: none"> <li>●H3.10.25 「再生資源の利用の促進に関する法律」(リサイクル法) ・再生資源の利用 ・再生資源の利用促進</li> <li>●H4.7.4 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法の改正) ・減量化・再生の促進 ・適正処理の確保 ・処理施設の確保</li> <li>●H4.9.25 「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」(特定施設整備法) ・施設立地促進 ・周辺公共施設整備</li> <li>●H9.6.13(公布) 「環境影響評価法」 ・一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場で、ある一定基準以上のものはアセスの対象となる。</li> <li>●H9.6.18(公布) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法の改正) ・廃棄物の減量化・リサイクルの推進 ・廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上 ・不法投棄対策</li> <li>●H12.5.31(公布) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)</li> <li>●H12.5.31(公布) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法) ・国などが、環境物品の調達を調達方針に基づき、率先的に推進 ・グリーン購入に役立つ情報の提供を推進</li> <li>●H12.6.2(公布) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等(廃掃法等の改正) ・都道府県知事などが安全・適正な廃棄物の処理施設を整備するための枠組みづくり ・排出事業者の責任の強化 ・野外焼却の禁止 ・特定施設整備法の特定施設に建設廃棄物処理施設を位置付け</li> <li>●H12.6.7(公布) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(リサイクル法の改正) ・発生抑制(リデュース)・再利用(リユース)対策の導入 ・事業者の計画的な取組みの義務付け ・事業者による製品の回収・リサイクルを義務付け</li> <li>●H12.11.29(公布) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」</li> <li>●H13.1.17(告示) 「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本方針」(建設リサイクル法基本方針) ・再資源化等に関する目標や再生資材の利用の促進のための方策を策定</li> <li>●H13.5.18(公布) 「解体工事業に係る登録等に関する省令」</li> <li>●H14.3.5(公布) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」</li> <li>●H14.3.5(公布) 「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」</li> <li>●H14.5.30 建設リサイクル法全面施行</li> <li>●H14.5.29(公布) 「土壌汚染対策法」</li> <li>●H22.4.1(施行) 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正</li> <li>●H22.4.1(施行) 「土壌汚染対策法」(土対法の改正) ・土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充 ・規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化等 搬出土壌の適正処理の確保</li> <li>●H22.5.19(施行) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法の改正)</li> <li>●H30.4.1・H31.4.1(施行) 「土壌汚染対策法」(土対法改正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●H3.3.29 総合的な建設副産物対策の推進について</li> <li>●H5.1.12 建設副産物適正処理推進要綱 ・適正処理のための基準</li> <li>●H6.1.13 建設省環境政策大綱 ・建設省の環境政策の基本的考え方</li> <li>●H6.4.12 建設副産物対策行動計画(リサイクルプラン21)・リサイクルの行動指針</li> <li>●H8.11.20 建設リサイクル推進懇談会提言</li> <li>●H9.4.4 公共工事コスト削減のための行動計画について</li> <li>●H9.10.7 建設リサイクル推進計画'97</li> <li>●H10.10.7 解体・リサイクル制度研究会報告</li> <li>●H10.12.1 建設副産物適正処理推進要綱の改正について</li> <li>●H11.3 ダイオキシンの対策推進基本指針(関係閣僚会議)</li> <li>●H11.6.14 再資源化施設・最終処分場の適正な立地に関する研究会報告</li> <li>●H11.10.4 建築解体廃棄物リサイクルプログラム</li> <li>●H14.5.30 建設リサイクル推進計画2002</li> <li>●H14.5.30 建設副産物適正処理推進要綱の改正</li> <li>●H15.9 建設発生土等の有効利用に関する検討会報告</li> <li>●H18.3.27 建設汚泥再生利用指針検討委員会報告</li> <li>●H20.4.23 建設リサイクル推進計画2008</li> <li>●H26.9.1 建設リサイクル推進計画2014</li> <li>●R2.9.30 建設リサイクル推進計画 2020</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●H3.1.25 条件明示について</li> <li>●H3.3.27 施工条件の明示について</li> <li>●H3.5.15 営繕事業執行における積算等の留意事項について</li> <li>●H3.10.25 再生資源の利用の促進について</li> <li>●H3.11.15 道路事業の再生利用促進について</li> <li>●H3.12.13 ●H4.12.25(一部改正) 公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について</li> <li>●H3.12.13 公共建設工事における再生資源活用工事実施要領(土木)について</li> <li>●H4.1.17 営繕工事における再生資源活用工事実施要領について</li> <li>●H4.8.5 事業執行における積算等の留意事項について</li> <li>●H6.4.11 コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)について</li> <li>●H6.7.20 発生土利用基準(案)について</li> <li>●H10.7.16 建設副産物の適正処理に関する追跡調査の実施について</li> <li>●H10.8.4 建設リサイクル推進に係る実施事項について(建設リサイクルガイドライン)</li> <li>●H11.3.26 建設発生土情報交換システム運用の開始について</li> <li>●H11.3.29 建設汚泥再生利用技術基準(案)</li> <li>●H11.9.27 公共事業における試験施工のための他産業再生資材試験評価マニュアル案(平成11年度版)について</li> <li>●H11.11.10 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱について(厚生省)</li> <li>●H14.3.5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条に基づく国の機関から都道府県知事への計画の通知について</li> <li>●H14.3.28 条件明示について</li> <li>●H14.3.29 「建設副産物情報交換システム」の整備について</li> <li>●H14.5.29 「工事請負契約書の制定について」の一部改正について 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務手続きについて</li> <li>●H14.5.30 建設リサイクル推進に係る実施事項について(建設リサイクルガイドライン) 公共建設工事における再生資材活用の当面の運用について 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)について 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(営繕)について</li> <li>●H15.10.3 建設発生土等の有効利用に関する行動計画の策定及び推進について</li> <li>●H16.3.31 発生土利用基準について</li> <li>●H18.6.12 建設汚泥の再生利用に関するガイドラインについて 等(実施要領、原則化ルール、利用技術基準)</li> <li>●H18.8.10 発生土利用基準について</li> <li>●H28.3.31 コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●S59.10.1 建設八団体廃棄物対策連絡会発足</li> <li>●H3.6 (株)首都圏建設資源高度化センター設立 (東京都等が出資する建設発生土の受入地確保・搬入管理会社)</li> <li>●H4.5 建設副産物リサイクル広報推進会議設立</li> <li>●H8.10 「建設産業環境行動ビジョン」(建設産業界の10団体)</li> <li>●H8.11.20 建設リサイクル推進懇談会提言</li> <li>●H8.11.20 建設業界の環境保全自主行動計画 [(社)日本建設業団体連合会、(社)日本土木工業協会、(社)建築業協会]</li> <li>●H9.7.1 建設八団体副産物対策協議会に改称</li> <li>●H9.10 建設九団体副産物対策協議会に改称</li> <li>●H10.5 建設業界における「建設リサイクル行動計画」</li> <li>●H10.10 「建設業の環境保全自主行動計画 第2版」策定</li> <li>●H10.11 建設マニフェスト販売センター設立</li> <li>●H11.2 仮称「建設指定副産物等リサイクル促進法」立法化に関する提言 (建設九団体副産物対策協議会)</li> <li>●H12.4 建設業界における「建設リサイクル行動計画」改訂</li> <li>●H12.6 「産業廃棄物処理業者選定のための手引き」作成</li> <li>●H15.2 「建設業の環境保全自主行動計画 第3版」策定</li> <li>●H15.2 建設業界における「建設リサイクル行動計画」改訂</li> <li>●H16.5 「建設発生土処理の手引き」策定</li> <li>●H18.3 「建設業の環境保全自主行動計画 第3版」改訂</li> <li>●H19.4 「建設業の環境保全自主行動計画 第4版」策定</li> <li>●H21.4.1 建設八団体副産物対策協議会に改称</li> <li>●H23.4.1 建設六団体副産物対策協議会に改称</li> <li>●H25.4 「建設業の環境保全自主行動計画 第5版」策定</li> <li>●H28.4 「建設業の環境保全自主行動計画 第6版」策定</li> </ul>

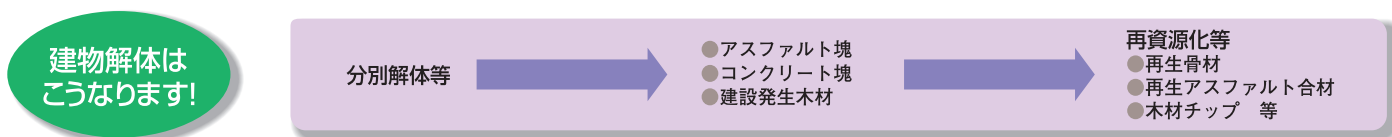
## 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(建設リサイクル法)

特定の建設資材について、分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体工事業者の登録制度を実施すること等により、資源の有効な利用の促進及び廃棄物の適正な処理を確保するため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）が平成14年5月30日から施行されています。

### ●建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け

- 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の建設工事（対象建設工事）については、一定の施工基準に従って、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート（以上、特定建設資材）を現場で分別することが義務付けられています。
- 分別解体をすることによって生じた上記の特定建設資材の廃棄物について、再資源化等が義務付けられています。



建物の解体はこうなります！

### ◆分別解体等実施義務

対象建設工事受注者に対して、分別解体等を義務付け。分別解体等に関する施工方法に関する基準（事前調査を含めた分別解体等の手順と解体工事の作業手順等）に従い、建築物等に用いられた特定建設資材に係る廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を計画的に施工。

分別解体の作業の原則	工事の作業手順の原則※1	
<ul style="list-style-type: none"> <li>①事前調査の実施</li> <li>②分別解体等の計画の策定</li> <li>③事前措置の実施</li> <li>④工事の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物に係る解体工事の工程の順序</li> <li>①建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く）の取り外し 内装材に木材がある場合は、次の順序で取り外すこと (1) 木材と一体となった石膏ボード等の建設資材（※2） (2) 木材</li> <li>②屋根ふき材の取り外し</li> <li>③外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し</li> <li>④基礎及び基礎ぐいの取り壊し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物以外のもの（工作物）に係る解体工事の工程の順序</li> <li>①さく、照明設備、標識その他の工作物に附属するものの取り外し</li> <li>②工作物のうち基礎及び基礎ぐい以外の部分の取り壊し</li> <li>③基礎及び基礎ぐいの取り壊し</li> </ul>

※1 建築物(工作物)の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合はこの限りでない。

※2 木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。

### ◆対象建設工事

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で下表に示す規模の基準以上の工事。なお、都道府県の条例により対象建設工事の規模基準の引き下げ可能。

工事の種類	規模の基準
建築物解体	延床面積 80m <sup>2</sup>
建築物新築・増築	延床面積 500m <sup>2</sup>
建築物修繕・模様替等(リフォーム等)	請負代金 1億円
その他工作物に関する工事(土木工事等)	請負代金 500万円

\* 建築物は建築基準法の建築物。

\* その他工作物には土木系、建築系工作物を含む。

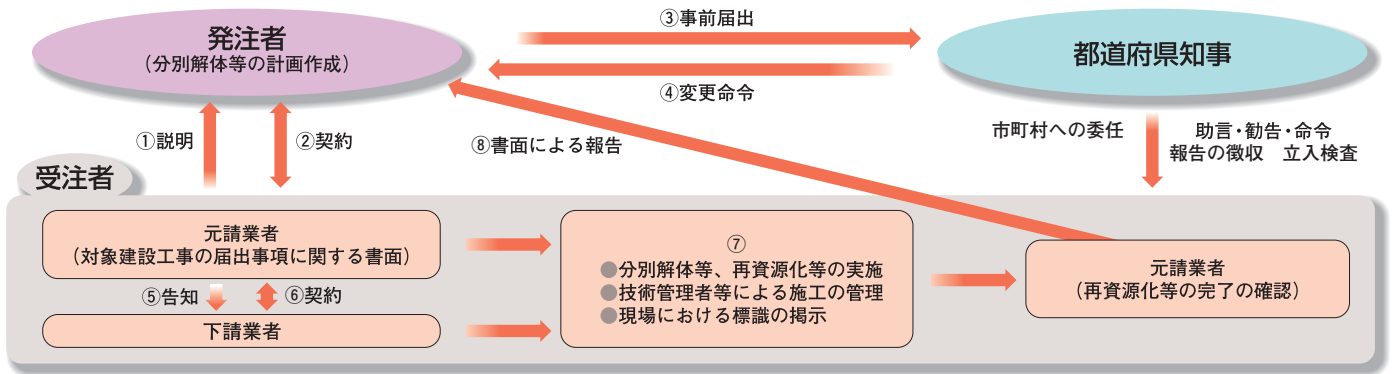
### ◆再資源化等実施義務

対象建設工事受注者に対して、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物の再資源化を義務付け。なお、木材については50km以内に再資源化施設がないなど、再資源化が困難な場合には、焼却等の縮減を実施。

### ●分別解体等及び再資源化等の実施を確保するための措置

- 発注者による工事の事前届出、元請業者から発注者への再資源化等完了報告、現場における標識の掲示などが義務付けられています。
- 受注者への適正なコストの支払を確保するため、発注者・受注者間の契約手続が整備されています。

## 分別解体・再資源化の発注から実施への流れ



①受注者から発注者への説明(受注者(元請)の義務) ②契約 ③事前届出 ④変更命令 ⑤告知 ⑥契約

⑦分別解体等、再資源化等の実施、技術管理者による施工の管理(建設業許可業者の場合は主任技術者又は監理技術者による施工の管理)、現場における標識の掲示(受注者全体(元請・下請とも)の義務)

⑧再資源化等の完了の確認及び発注者への報告(受注者(元請)の義務)

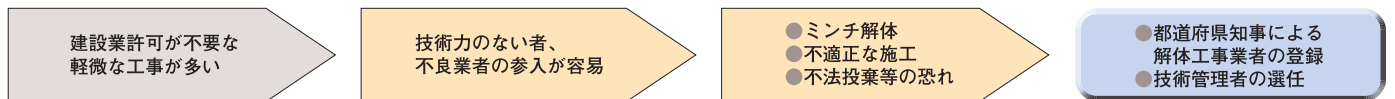
※なお、対象建設工事の事前届出に必要な様式、各都道府県の窓口の一覧等については国土交通省のリサイクルホームページ 関連届出集・届出先及び問い合わせ先をご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page\\_03030601list.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_03030601list.htm)

## ●解体工事業者の登録制度

- 適正な解体工事の実施を確保するために、解体工事業を営もうとする者の登録及び解体工事現場への技術管理者の配置等が義務付けられています。なお、土木工事業、建築工事業、解体工事業の建設業許可業者は、解体工事業登録は不要です。
- 解体工事業登録を受けた者が、土木工事業、建築工事業、解体工事業の建設業許可を受けたときは、その登録の効力は失われます。

## ●解体工事業者の登録制度の意義



※500万円未満の建設工事のみを請け負う業者は建設業許可不要

※機械さえあればミンチ解体を行うことで解体工事が可能

◆技術管理者の要件(主任技術者、監理技術者の要件とは異なります。)

### 1. 実務経験者

実務経験年数 学歴	解体工事業登録		【参考】 建設業許可
	国土交通大臣指定講習 <sup>注2</sup> 受講者		
一定の学科 <sup>注1</sup> を履修した大学・高専卒業者	2年	1年	3年
一定の学科を履修した高校卒業者	4年	3年	5年
上記以外	8年	7年	10年

注1) 土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科

注2) 解体工事施工技術講習実施機関：(公社)全国解体工事業団体連合会

### 2. 有資格者

資格・試験名	種別
建設業法による技術検定	1級建設機械施工
	2級建設機械施工(「第1種」「第2種」)
技術士法による第2次試験	1級土木施工管理
	2級土木施工管理(「土木」)
建築士法による建築士	1級建築施工管理
	2級建築施工管理(「建築」、「躯体」)
職業能力開発促進法による技能検定	1級とび・とび工
	2級とび+解体工事経験1年
	2級とび工+解体工事経験1年
国土交通大臣が指定する試験	解体工事施工技士試験 <sup>注3</sup> 合格者

注3) 解体工事施工技士試験実施機関：(公社)全国解体工事業団体連合会

■参照：国土交通省のリサイクルホームページ 建設リサイクル法の概要

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page\\_03030201outline.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_03030201outline.htm)

## 建設リサイクル推進計画2020

### 建設リサイクル推進計画2020の概要①

#### 計画のポイント

- 維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、今後は「質」の向上が重要な視点
- 建設副産物の再資源化率等に関する2024年度達成基準値を設定し、建設リサイクルを推進
- 主要課題を3つの項目で整理し、取り組みの実施主体を明確化
- これまで本省と地方で分かれていた計画を統廃合

#### 計画の位置づけ

- 建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するため、国土交通省における建設リサイクル推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画
- これまで4回（1997、2002、2008、2014年）策定しており、今回、5回目となる「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」を策定

#### 計画期間・目標設定

最大10年間、必要に応じて見直し。2024年度を目標とし、今後5年間を目途に施策を推進。

#### 主要課題

- ①建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献
- ②社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮
- ③建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等  
→以上の3点を主要課題とし、取り組むべき施策についてとりまとめ（詳細は概要③）。

#### フォローアップ

- 2～3年毎に、中間フォローアップを実施し結果等を踏まえ、推進計画の期間や方向性、施策について、必要に応じて一部見直し、大幅に見直す必要がある場合は次期推進計画を策定

### 建設リサイクル推進計画2020の概要②

#### 建設リサイクル推進計画2020の達成基準値

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率 ※1	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土	有効利用率 ※2	80%以上	79.8%	80%以上

(参考値)

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	—

※1：全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2：建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

## 建設リサイクル推進計画2020の概要③

### 建設リサイクル推進計画2020における施策一覧

#### (1) 建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献

##### 1 再生資材の利用促進

- 再生資材の利用状況に関する新たな指標の検討(本省)
- グリーン調達による再生資材の利用推進(本省)
- 再生資材の品質基準及び保証方法の確立(本省)

##### 2 優良な再資源化施設への搬出

- 再資材化・縮減率の高い優良施設への搬出促進(各地方協議会)
- 再資源化施設への搬出徹底(本省)

##### 3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み

- 建設混合廃棄物の現場分別の徹底(本省)
- 廃石膏ボードの再生利用の促進(本省)
- 廃プラスチックの分別・リサイクルの促進(本省及び各地方協議会)

##### 4 建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進

- 建設発生土の需給動向の把握(各地方協議会)
- 官民有効利用マッチングシステムの利用(本省及び各地方協議会)
- 建設発生土の不適切な取扱いへの対応(本省及び各地方協議会)

#### (2) 社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮

##### 1 再生資材の利用促進【再掲】

##### 5 社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み

- 建設リサイクルガイドラインの改定(本省)
- リサイクル原則化ルールの改定(本省)
- 社会資本の戦略的な維持管理・更新の推進(本省)
- 住宅の長寿命化及び建築物等に係る履歴情報の整備の推進(本省)
- 官庁施設の長寿命化に向けた取り組み(本省)

##### 3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み【再掲】

##### 6 再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握

- 再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握(各地方協議会)

##### 7 激甚化する災害への対応

- 災害発生時における廃棄物のリサイクルの推進(各地方協議会)

#### (3) 建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

##### 8 建設副産物のモニタリングの強化

- 建設副産物に係る情報交換システムと電子マニフェストの連携(本省)
- 建設副産物に係る情報交換システムの改善(本省)
- 電子マニフェストの普及(本省)

##### 10 広報の強化(広報推進会議)

- 建設廃棄物再生資材の有効利用に関する取り組み
- 建設発生土の有効利用に関する取り組み
- 解体工事等における適正な現場分別、分別解体のための取り組み
- 関係者と連携した取り組み

##### 9 建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用

- 建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用(本省)

##### 11 新技術活用促進

- 建設廃棄物のカスケード利用の促進(本省)
- NETISの活用(本省)
- 試験研究に対する取り組み(本省)

赤色は新規施策

■参照：国土交通省ホームページ「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」の策定について  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03\\_hh\\_000247.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000247.html)

## 建設副産物適正処理推進要綱

各主体ごと（発注者、元請業者、下請負人等）の責務と役割を明記し、計画から工事完了後までの事務の流れと必要な手続等を示すとともに、建設発生土及び建設廃棄物についての工事現場での留意事項、並びに建設廃棄物の再資源化等の処理に関する事項等を示しています。

- 第1章「総則」：本要綱の目的、語句の定義、基本事項等
- 第2章「関係者の責務と役割」：各主体ごとの責務と役割
- 第3章「計画の作成等」：計画から工事完了までの事務の流れと必要な手続等
- 第4章「建設発生土」：工事の施工に当たっての建設発生土の扱い
- 第5章「建設廃棄物」：工事の施工に当たっての建設廃棄物の扱い
- 第6章「建設廃棄物ごとの留意事項」：建設廃棄物の再資源化等、処理に関する事項

■参照：国土交通省のリサイクルホームページ 建設副産物適正処理推進要綱

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle\\_rule/youkou.pdf](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle_rule/youkou.pdf)

## リサイクル原則化ルール

- 国土交通省所管の直轄事業(受託工事含む)に適用
- 経済性にかかわらず実施(原則化)
- 指定副産物の工事現場からの搬出

- コンクリート塊、アスコン塊、建設発生木材  
→ 再資源化施設への搬出を義務付け  
(建設発生木材については、縮減で足りる場合も規定)

建設リサイクル法に基づく再資源化等の義務化  
(土木工事500万円以上  
新築建築工事500m<sup>2</sup>以上  
建築解体工事80m<sup>2</sup>以上)

- 建設汚泥  
→ 他工事現場での利用もしくは再資源化施設への搬出を義務付け  
(縮減(脱水等)を行った上で最終処分できる場合も規定)

- 建設発生土  
→ 50km以内の他の建設工事(民間含む)へ搬出

- 再生資材等の利用(工事に要求される品質を考慮した上)

- 再生骨材 → 40km以内に再資源化施設があれば利用
- 再生アスコン → 40kmかつ1.5時間以内にあれば利用

建設リサイクル法基本方針  
「再生資源により得られた物の  
公共事業での優先利用」に同じ

- 建設発生土・建設汚泥処理土 → 50km以内の他の建設工事から流用

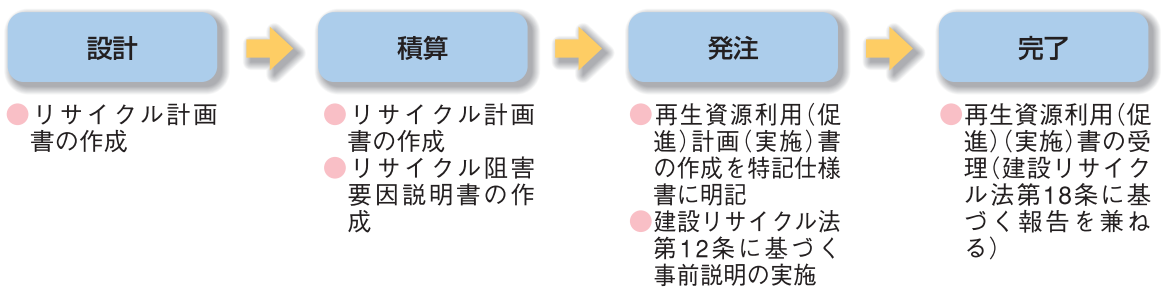
■ 参照：国土交通省のリサイクルホームページ リサイクル原則化ルール (H18.6.12)

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle\\_rule/gensokuka2006.pdf](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle_rule/gensokuka2006.pdf)

## 建設リサイクルガイドライン

公共工事発注者としての責務を徹底するため次の3点についてとりまとめたもの  
(国土交通省所管の直轄事業(受託工事含む)を対象とする)

- ① 計画・設計段階におけるリサイクル計画の策定
- ② 工事事務所においてリサイクルの徹底に向けた検討体制の強化
- ③ リサイクル実施状況のとりまとめ



■ 参照：国土交通省のリサイクルホームページ 建設リサイクルガイドライン

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle\\_rule/gaido.pdf](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle_rule/gaido.pdf)

## 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等

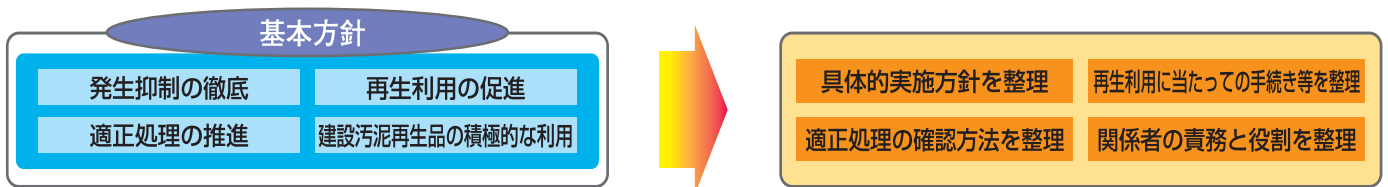
建設汚泥の再資源化率は極めて低い水準にとどまっており、産業廃棄物の最終処分場の残余容量が逼迫している中、建設汚泥の最終処分量をいかに削減するかが喫緊の課題となっています。また、建設汚泥を含む建設廃棄物の不法投棄問題は依然として全国各地で看過できない状況です。

このような状況を踏まえ、国土交通省では、建設汚泥の再生利用、適正処理を推進するための施策について「建設汚泥再生利用指針検討委員会」報告(H18.3)を踏まえ、平成18年6月12日付けで「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等を策定しました。



## ●建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの概要

建設汚泥の処理に当たっての基本方針、具体的実施手順等を示すことにより、建設汚泥の再生利用を促進し、最終処分場への搬出量の削減、不適正処理の防止を図ることを目的としたものです。なお、本ガイドラインは、国土交通省の直轄事業に適用することとされていますが、その他の事業についても本ガイドラインに準拠して建設汚泥を取り扱うことを期待しています。



### ◆具体的実施方針

#### 1. 発生抑制の徹底

泥水や安定液等を使用しない工法の採用、断面形状の工夫による掘削土量の削減等、発生量の抑制に努める

#### 2. 再生利用の促進

現場内での再生利用が第一 → 困難な場合は当該現場外での再生利用に努める

- ・建設汚泥処理土として当該現場外で再生利用  
→発注者は建設発生土の仕組みと一体となって利用調整を図る  
→利用側工事が決定した場合、諸条件の協議・調整を行い文書を取り交わす
- ・製品として再生利用  
→確実かつ適正な製品化及び販売を行っている再資源化施設へ搬出

#### 3. 適正処理の推進

再生利用が困難な建設汚泥 → 脱水等の縮減を行った上で最終処分を行う

#### 4. 建設汚泥再生品の利用促進

建設汚泥再生品の利用可能な工事については、積極的な再生利用に努める

- ・土砂搬入工事については、建設発生土、建設汚泥処理土の利用を図り、新材の利用は原則として行わない
- ・グリーン購入法の枠組みの中で利用促進に努める
- ・建設汚泥処理土の利用の際には、品質基準や生活環境保全上の基準等を設計図書に明示、確認、適正な施工管理を行う

### ◆再生利用に当たっての手続き等

建設汚泥処理土として再生利用

「自ら利用」「再生利用制度の活用」

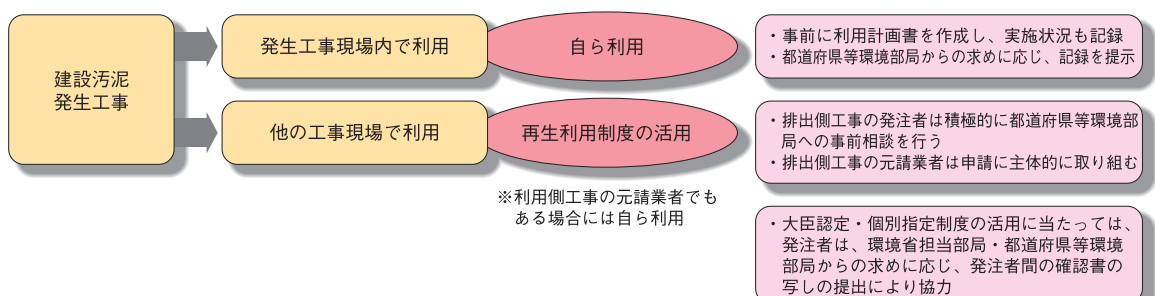
製品として再生利用

「有償譲渡」

を基本とする

※「自ら利用」「再生利用制度の活用」「有償譲渡」の留意点等についてはP32～33を参照してください。

#### 「自ら利用」「再生利用制度の活用」～処理土として再生利用



#### 「有償譲渡」～製品として再生利用



### ◆適正処理の確認

- マニフェストの確認、発注者に提示
- 自ら利用、再生利用制度を活用した場合も、マニフェストに準じた伝票を作成、発注者に提示
- 最終的な処理結果、処理に係る契約内容について、発注者に提出

■ 参照：国土交通省のリサイクルホームページ 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等の策定について  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0302/page\\_03020601muduse\\_guideline.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0302/page_03020601muduse_guideline.htm)

■ 参照：国土交通省のリサイクルホームページ 建設工事における建設汚泥リサイクル事例集  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/recycle\\_rule/H26kensetsuodeijirei.pdf](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/recycle_rule/H26kensetsuodeijirei.pdf)

## 建設発生土の有効利用等

発生土の適正な利用を図るため、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥の土質特性に応じた区分・適用用途等を示す基準（発生土利用基準）や有効利用を図るための仕組み等が整備され、運用が開始されています。



### 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行（平成22年4月1日）にともない、国土交通省総合政策局事業総括調整官室では、国土交通省の所管する建設工事における自然由来の重金属等を含有する岩石・土壌の取り扱いに関し、参考となるマニュアルを策定するため、平成20年10月に「建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会の設置を依頼し、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」を策定（平成22年3月）しました。

本マニュアルは、公共工事として実施される建設工事において、自然由来の重金属等を含有する岩石、土壌、あるいはそれらの混合物に起因する人への健康への影響のおそれが新たに発生する場合の調査、設計、施工及びモニタリングにおける技術的な対応方法を示すものであり、その影響の防止を目的に策定されました。

#### 内容

- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| 第1章 総説                    | 第5章 リスク評価  |
| 第2章 自然由来の重金属等による環境リスク     | 第6章 対策     |
| 第3章 建設工事における自然由来の重金属等への対応 | 第7章 モニタリング |
| 第4章 調査・試験方法               | 資料集        |

■参考：国土交通省のリサイクルホームページ

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/manual/sizenuraimanyu\\_zantei\\_honbun.pdf](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/manual/sizenuraimanyu_zantei_honbun.pdf)



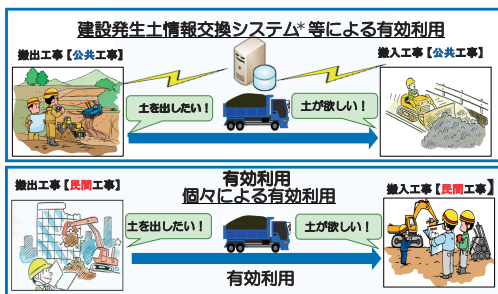
### 建設発生土の官民有効利用マッチング

国土交通省は、平成26年9月に策定した「建設リサイクル推進計画2014」において、建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化するためのシステムを構築し、民間も含めた受発注者に対してシステムへの参画を働きかけることとしています。関係業団体等とともに具体化に向けた検討を行い、試行マッチングを実施、手続を定めた「建設発生土の官民有効利用マッチング運用マニュアル（案）」等が作成されました。

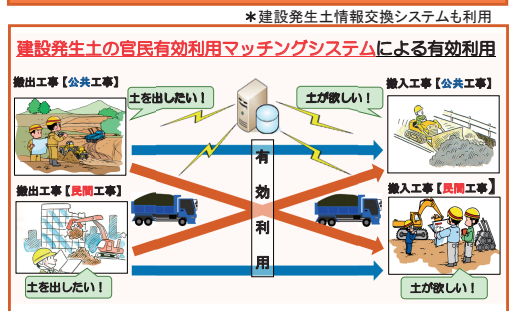
公共工事等と民間工事の間での調整や、民間工事間の調整についても更なる促進が図られることが期待されています。

#### 建設発生土の有効利用の拡大 民間事業者関係者の参加を募集

##### 従来の建設発生土の有効利用方法



##### 新たな建設発生土の有効利用方法



システムを利用し、公共(官)と民間の搬出工事から公共(官)と民間の搬入工事へ建設発生土の有効利用を拡大します。

■参考：建設発生土の官民有効利用マッチングシステムホームページ

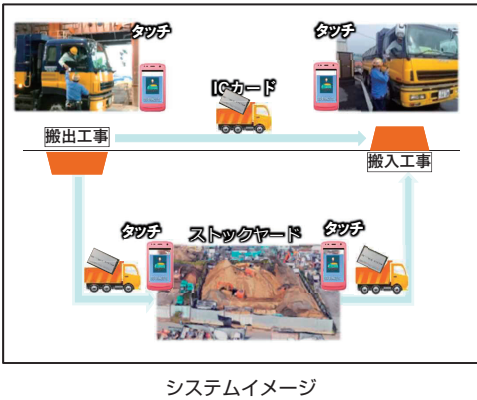
<http://matching.recycle.jacic.or.jp/>

参考

## 建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用

国土交通省は、令和2年9月30日に策定した「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」において、「建設発生土の発生元から最終の搬出先までの移動実態を把握することは、建設発生土の不適切な取扱いの抑制等にも資する可能性があるため、ICT技術を活用し、発生元から搬出先までを正確に把握するトレーサビリティシステムの導入等について試行を行う」としています。（参照／国土交通省ホームページ「建設リサイクル推進計画2020（概要）pp7-8」）

■問い合わせ先：「SS-TRACE SYSTEM 研究会事務局」（一財）先端建設技術センター内  
E-mail : ssts@actec.or.jp  
TEL : 03-3942-3991



■参照：国土交通省のリサイクルホームページ 建設発生土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/sankou/hasseido\\_sankou.pdf](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/sankou/hasseido_sankou.pdf)

## グリーン調達への推進

### ●グリーン購入法の概要

グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)では、国などが、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務(環境物品等)の調達を率先的に推進することを定めています。

基本方針に定められている特に重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類については、できる限り基準を満足する物品等を調達するとともに、その他の物品等についても、可能な限り環境に配慮した物品等を調達することになっています。

### ●令和2年度の公共工事における特定調達品目

分類	品目名	分類	品目名	分類	品目名	
資材	建設汚泥から再生した処理土	資材	高日射反射率防水	資材	吸収冷温水機	
	土工用水砕スラグ		再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)		水蓄熱式空調機器	
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材		再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)		ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		パークたい肥		送風機	
	地盤改良用製鋼スラグ		下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)		ポンプ	
	高炉スラグ骨材		LED道路照明		排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
	フェロニッケルスラグ骨材		再生プラスチック製中央分離帯ブロック		自動水栓	
	銅スラグ骨材		セラミックタイル		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
	電気炉酸化スラグ骨材		断熱サッシ・ドア		大便器	
	再生加熱アスファルト混合物		製材		再生材料を使用した型枠	
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		集成材		合板型枠	
	中温化アスファルト混合物		合板		建設機械	排出ガス対策型建設機械
	鉄鋼スラグ混入路盤材		単板積層材			低騒音型建設機械
	再生骨材等		直交集成板		工法	低品質土有効利用工法
	間伐材		フローリング			建設汚泥再生処理工法
	高炉セメント		パーティクルボード		目的物	コンクリート塊再生処理工法
	フライアッシュセメント		繊維板			路上表層再生工法
	エコセメント		木質系セメント板			路上再生路盤工法
	透水性コンクリート		木材・プラスチック再生複合材製品			伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	鉄鋼スラグブロック		ビニル系床材			泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法
フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	断熱材	排水性舗装				
下塗用塗料(重防食)	照明制御システム	透水性舗装				
低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	変圧器	屋上緑化				
高日射反射率塗料						

■参照：国土交通省ホームページ グリーン調達  
<https://www.mlit.go.jp/tec/green.html>

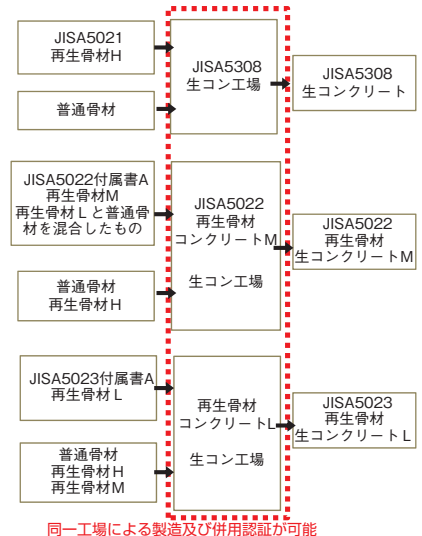
環境省ホームページ グリーン購入  
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/index.html>

参考

再生骨材コンクリートJIS

○C o 塊を原材料とする再生骨材コンクリートのJIS規格は2018年5月の大幅改正により、製造者の負担軽減が図られその普及拡大が期待される。

	再生骨材H	再生骨材M	再生骨材L
骨材の吸水率	粗骨材 3.0%以下 細骨材 3.6%以下	5.0%以下	7.0%以下
主な用途	特に制限なし、一般用途のコンクリート	杭、基礎梁、鋼管充填コンクリートなど	捨てコン等、高い強度・耐久性が要求されない用途
JIS規格	「コンクリート用再生骨材H」 最新規格は JISA 5021 (2018) 2005.3.20制定	「再生骨材コンクリートM」 最新規格は JISA 5022 (2018) 2007.3.20制定	「再生骨材コンクリートL」 最新規格は JISA 5023 (2018) 2006.3.20制定
JISの性格	・解体コンクリート塊に対する、破砕、摩耗等の高度な処理を行って骨材としての品質を向上させた一般用途のコンクリートに用いる再生骨材規格 ・JISA 5308に引用されることを目標にした再生骨材規格	・解体コンクリート塊に対する、破砕、摩耗等を比較的簡易な方法で行って製造した再生骨材を利用し、乾燥収縮や凍結融解の影響を受けにくい部材に用いることを想定した再生骨材コンクリート規格 ・再生骨材Mの品質は付属書として規定	・解体コンクリート塊を破砕して製造した再生骨材を利用し、比較的強度に用いることを想定した再生骨材コンクリート規格 ・再生骨材Lの品質は付属書として規定



参考

表彰制度

「建設資源循環利用促進賞」

「建設資源循環利用促進賞」は、建設事業における再生建設資材をより一層利用することを目的として、再生建設資材のうち、建設発生土、建設汚泥処理土、再生骨材コンクリートを対象として、自主的にその利用量が多い工事元請業者を表彰するものとして、2019年度に創設されました。

■表彰対象工事・対象者

- 建設発生土
  - 「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」による工事間利用が実現（前年度1年間）した民間工事の元請業者（元請業者ごとに集計）
- 建設汚泥処理土（現場内利用・改良土利用）、再生骨材コンクリート
  - COBRIS登録工事（前年度1年間の実績データ、公共、民間工事を問わない）の元請業者（COBRIS（建設副産物情報交換システム）に登録された工事実績を元請業者ごとに集計）

■表彰区分・基準

区分（品目）	基準（工事件数、再生資材利用量は元請業者ごとの集計値）		表彰者数（注2）
	再生資材利用工事件数	再生資材利用量（注1）	
(1) 建設発生土	官民マッチング実績1件以上	官民マッチングシステムによる官民間工事間利用量	利用量が多い1又は2業者
(2-1) 建設汚泥現場内利用	2件以上（注3）	建設汚泥現場内利用量	利用量が多い1又は2業者
(2-2) 建設汚泥改良土利用	2件以上（注3）	建設汚泥改良土利用量（現場内利用を除く）	利用量が多い1又は2業者
(3) 再生骨材コンクリート	2件以上（注3）	再生骨材H,M,Lを用いたコンクリート利用量	利用量が多い1又は2業者

注1：再生資材利用が工事発注条件となっている場合を除く。  
 注2：最上位が中小業者の場合は最上位の業者1社、最上位が大手業者の場合は、最上位の大手業者と中小業者のうちの最上位1社の2社とする。  
 大手業者：日本建設業連合会加盟会社  
 中小業者：大手業者以外  
 注3：建設汚泥については、利用工事が2件以上無い場合は表彰対象としない。  
 再生骨材コンクリート利用工事が2件以上無い場合は、当面の間、1件でも表彰対象とする。

■事務局：建設副産物リサイクル広報推進会議

■参照：建設副産物リサイクル広報推進会議ホームページ「建設資源循環利用促進賞」

<http://www.suishinkaigi.jp/diffuse/award.html>



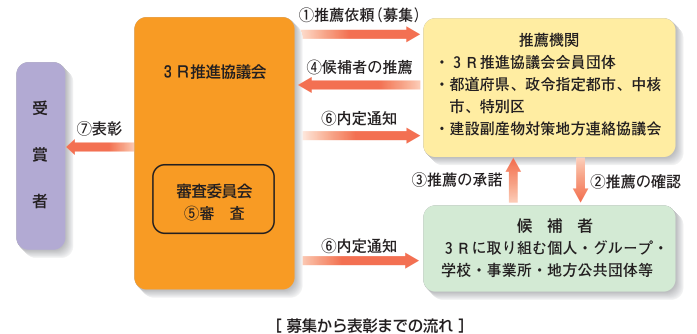
表彰制度

## リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰

循環型社会に向けて3Rに率先して取り組み、顕著な実績を挙げた個人、グループ及び特に貢献の認められる事業所等を表彰することによって、3R事業の促進と意識の高揚を図ることを目的としています。

■賞の種類

- 内閣総理大臣賞
  - 各大臣賞
    - ・財務大臣賞
    - ・文部科学大臣賞
    - ・厚生労働大臣賞
    - ・農林水産大臣賞
    - 会長賞
  - 経済産業大臣賞
  - 国土交通大臣賞
  - 環境大臣賞
- リデュース・リユース・リサイクル推進協議会会長賞



【募集から表彰までの流れ】

■事務局：リデュース・リユース・リサイクル推進協議会事務局、(一社) 産業環境管理協会

■問い合わせ先 (代表)：リデュース・リユース・リサイクル推進協議会事務局 TEL 03-5209-7704

## 建設副産物の再資源化に資する税制、主な融資制度と債務保証等

●税制

研究開発税制(令和2年4月現在)	
趣旨	民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化すること。
対象設備及び技術開発	各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される、「製品の製造」又は「技術の改良、考案若しくは発明」にかかる試験研究のために要する費用。(原材料費、人件費その他経費及び委託研究費等)
控除税額等	<p>【総額型】 試験研究費の総額の一定割合を法人税から控除できる。控除上限は法人税額の25%相当額。</p> <p>【中小企業技術基盤強化税制】 中小企業者等について、試験研究費の総額の一定割合を法人税から控除できる制度。控除上限は法人税額の25%相当額。</p> <p>【オープン・イノベーション型】 特別研究機関等、大学等、その他の者と共同で行う試験研究に要する費用、これらの者へ委託して行う試験研究に要する費用又は中小企業者に支払う知的財産権の使用料がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できる仕組み。控除上限は法人税額の10%相当額。</p>
税制関係条文	租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9、地方税法附則第8条
問い合わせ先	国土交通省大臣官房技術調査課 TEL 03-5253-8111

●融資

支援施策 項目	環境・エネルギー対策資金 (日本政策金融公庫)
趣旨	特定の公害防止施設等の導入を促進する。
対象設備	産業廃棄物の処理関連施設又は廃棄物の排出抑制もしくは有効利用関連施設
融資条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4億円まで：特別利率</li> <li>・4億円超：基準利率</li> </ul>
対象事業者	産業廃棄物処理を行う法人、個人他
問い合わせ 申し込み	事業相談ダイヤル ☎0120-154-505 直接貸付 日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口 代理貸付 日本政策金融公庫中小企業事業の代理店の窓口

●債務保証

支援施策 項目	債務保証
趣旨	産業廃棄物処理施設の整備促進を図るため、必要な資金の借入に対する債務保証を行う。
保証対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産業廃棄物処理のモデルとなるような優良施設</li> <li>・「産業廃棄物処理特定施設整備法」に規定する特定施設<sup>※</sup>の整備</li> <li>・共同で実施される処理施設の整備・研究開発等の事業</li> <li>・処理施設の近代化・高度化</li> <li>・農林漁業「農林漁業バイオ燃料法」で規定する認定事業者が行う特定バイオ燃料製造施設</li> <li>・「小型家電リサイクル法」で規定する認定事業者が行う再資源化施設(産業廃棄物処理に該当するものに限る)の整備</li> </ul> 上記項目のための、設備資金と開業後3年間の運転資金 (※特定施設とは法律が規定する規模その他所定の要件を満たす産業廃棄物処理施設のことをいいます。)
保証内容	金融情勢に応じて、随時見直しを行う
対象事業者	産業廃棄物の処分を業として行う者又は行う予定の者
申し込み方法	融資機関を通して申請(但し、農協、日本郵政(株)、リース業者などは除く)
問い合わせ先	(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団業務部 TEL 03-4355-0155

## 参考

## 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の概要について

## ●特定施設

産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うために設置される一群の施設であって、以下の①又は②の施設に③、④、⑤のいずれかの施設を併せて構成されるもの(※事前に主務大臣に整備計画の認定を受ける必要がある。)

① 2以上の種類の産業廃棄物処理施設(焼却施設、破碎施設、乾燥施設、脱水施設、中和施設、油水分離施設、コンクリート固化施設、ばい焼施設、分解施設、洗浄施設、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場、又は建設廃棄物処理施設等)が一体的に設置される施設

② 産業廃棄物処理施設のうち、一定規模以上の焼却施設、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場又は建設廃棄物処理施設

③ 産業廃棄物処理技術に関する研究開発施設(一定規模以上)

④ 産業廃棄物の適正な処理に関する研修施設・展示施設・会議場施設その他の共同利用施設(一定規模以上)

⑤ 緑化施設

■問い合わせ先：国土交通省不動産・建設経済局建設業課 TEL 03-5253-8111

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課環境・リサイクル企画室TEL 03-5253-8111

## 参考

## リサイクル(3R)現場等一般公開への支援

建設副産物リサイクル広報推進会議(以下、「広報推進会議」と略称)では、リサイクル(3R)現場等一般公開の支援を行っています。

リサイクル現場及び施設の見学会を催行された団体及び受け入れた現場等に対して見学者の傷害保険を助成いたします。

## 1. 目的

広報推進会議の事業計画に基づき、建設現場及びリサイクル施設見学会参加者の傷害保険の助成を実施することにより、見学会の催行が容易となり建設リサイクルの普及啓発に寄与することとなる。

## 2. 傷害保険助成の申請者

見学会における傷害保険助成を希望する見学会に参加する団体の代表者、もしくは見学者を受け入れる工事現場や、廃棄物処理施設等工場の代表者が申請者となって、現場見学会開催の10日前までに広報推進会議事務局に申請書を提出すること。

## 3. 見学者を受け入れ側

工事現場や廃棄物処理施設等で見学者を受け入れる側の担当者は、見学者に対して建設リサイクルに関する説明(僅かでも良い)を行うこと。また、安全に対して十分に配慮されていると思いますが、安全な見学ルートの確保と見学会の冒頭に保護具の着用や立ち入り禁止箇所等についての説明を行うこと。

見学者の受け入れ側が、工事現場であって受注である場合、見学者の受け入れの可否について必ず発注者に確認を取っておくこと。

## 4. 傷害保険助成の申請方法

傷害保険助成の申請者は、リサイクル現場及び施設見学会における傷害保険助成申請書に記入のうえ、メールもしくはFAXで現場見学会開催の10日前までに広報推進会議事務局に申請書を提出すること。

■問い合わせ先：建設副産物リサイクル広報推進会議 TEL 03-3942-3991

<http://www.suishinkaigi.jp/diffuse/index.html>

## 廃棄物処理法の概要（建設業に関係が大きい事項とその留意事項）

区分	留意事項	対応条文	罰則
元請責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設工事に伴い生じる廃棄物の処理責任は元請業者にある。</li> <li>・元請業者が排出事業者として建設廃棄物の処理を行う。</li> <li>・下請業者は処理業の許可及び元請業者からの処理委託がなければ、廃棄物の運搬、処分を行うことはできない。</li> </ul>	法第 21 条の 3 第 1 項	
処理委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委託基準（法に定める）を遵守する。</li> <li>・処理業の許可のある者に収集運搬や処分を委託する。</li> <li>・収集運搬の場合は、排出場所（作業所）がある都道府県と、運搬先の都道府県の両方の許可が必要</li> </ul>	法第 12 条第 5 項	● 5 年以下の懲役、 1 千万円以下の罰金
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委託基準（政令に定める）を遵守する。</li> <li>・処理費用など定められた事項を記載した委託契約書により、収集運搬業者または処分業者とそれぞれ委託契約を行う。</li> <li>・委託契約書に、処理業者の許可証の写しを添付して 5 年間保存する。</li> <li>※ 標準的委託契約書の書式として建設業界作成様式あり</li> </ul>	施行令第 6 条の 2	● 3 年以下の懲役、 3 百万円以下の罰金
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する。</li> <li>・産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを公布する。</li> <li>・マニフェストの写し（A 票、B2 票、D 票、E 票）を 5 年間保存する。</li> <li>・マニフェストへの虚偽記載の禁止。（電子マニフェストでは虚偽登録）</li> <li>・マニフェスト交付状況の報告書を作成し、都道府県に提出する。</li> </ul>	法第 12 条の 3 法第 12 条の 4 法第 12 条の 5	● 1 年以下の懲役、 100 万円以下の罰金
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委託後の処理状況の確認に努める。</li> <li>・排出事業者は、委託した産業廃棄物の処理状況の確認を行うとともに、最終処分が終了するまでの処理が適正に行われるように必要な措置を講じるように努める。</li> </ul>	法第 12 条の 3 第 7 項 法第 12 条第 7 項	
産業廃棄物の保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物を工事現場内および工事現場外で保管する場合は、囲いを設置し、保管場所である旨等を記載した掲示板（縦横 60cm 以上）を設置する。</li> </ul>	法第 12 条第 2 項 施行令第 6 条第 1 項	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設廃棄物を工事現場外に 300 m<sup>2</sup>以上の面積で保管する場合は、都道府県に届出を行う。</li> </ul>	法第 12 条第 3 項	● 6 ヶ月以下の懲役、 50 万円以下の罰金
産業廃棄物の運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物を車両を用いて運搬する場合は、産業廃棄物の運搬車である旨等を車両の両側面に表示し、定められた書面を携帯する。</li> </ul>	施行令第 6 条第 1 項	
産業廃棄物の処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○許可対象の処理施設を無許可で設置しない。 （許可対象例）</li> <li>・処理能力 10 m<sup>3</sup>/日を超える汚泥の脱水施設</li> <li>・処理能力 5 トン/日を超える木くず（伐採木等）、がれき類（コンクリート、アスコン）の破碎施設（ただし、元請業者が自ら移動式破碎機を設置する場合は、設置許可不要）</li> </ul>	法第 15 条第 1 項 施行令第 7 条	● 5 年以下の懲役、 1 千万円以下の罰金
不法投棄 不法焼却	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物を不法投棄しない。</li> <li>○廃棄物を野外焼却しない。（ただし、農林漁業、風俗慣習、宗教上の行事などで必要な焼却を除く）</li> </ul>	法第 16 条 法第 16 条の 2	▲ 5 年以下の懲役、 1 千万円以下の罰金 （未遂を含む）
多量の排出事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前年度の産業廃棄物の発生量が合計 1,000 トン以上の事業場を設置している事業者は、処理の計画、実施状況を都道府県に報告する。</li> </ul>	法第 12 条第 9 項、第 10 項	20 万円以下の過料
両罰規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○違反した行為者が罰せられるほか、法人にも罰金刑が科せられる。</li> </ul>	法第 32 条	（●法人にも罰金刑） ▲法人には 3 億円以下
措置命令	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄等の原状回復を処理業者等ができない場合、委託契約、マニフェストの交付などを怠った排出事業者に対して、都道府県は廃棄物の片づけなどを命じることができる。</li> </ul>	法第 19 条の 4	

●：（両罰規程）行為者を罰するほか、法人にも罰金刑を科す

▲：（両罰規程）行為者を罰するほか、法人には 3 億円以下の罰金刑を科す



# 建設副産物対策の実務上の留意点

本編は、現場における建設副産物対策に関する実務上の留意事項を、着工前から竣工後に至るまでの流れに沿って、発注者、元請業者、協力業者（下請負人等）それぞれについて取りまとめたものです。

## ■本編の読み方

1. …必須義務規定 …努力義務規定 …関連法の参考規定

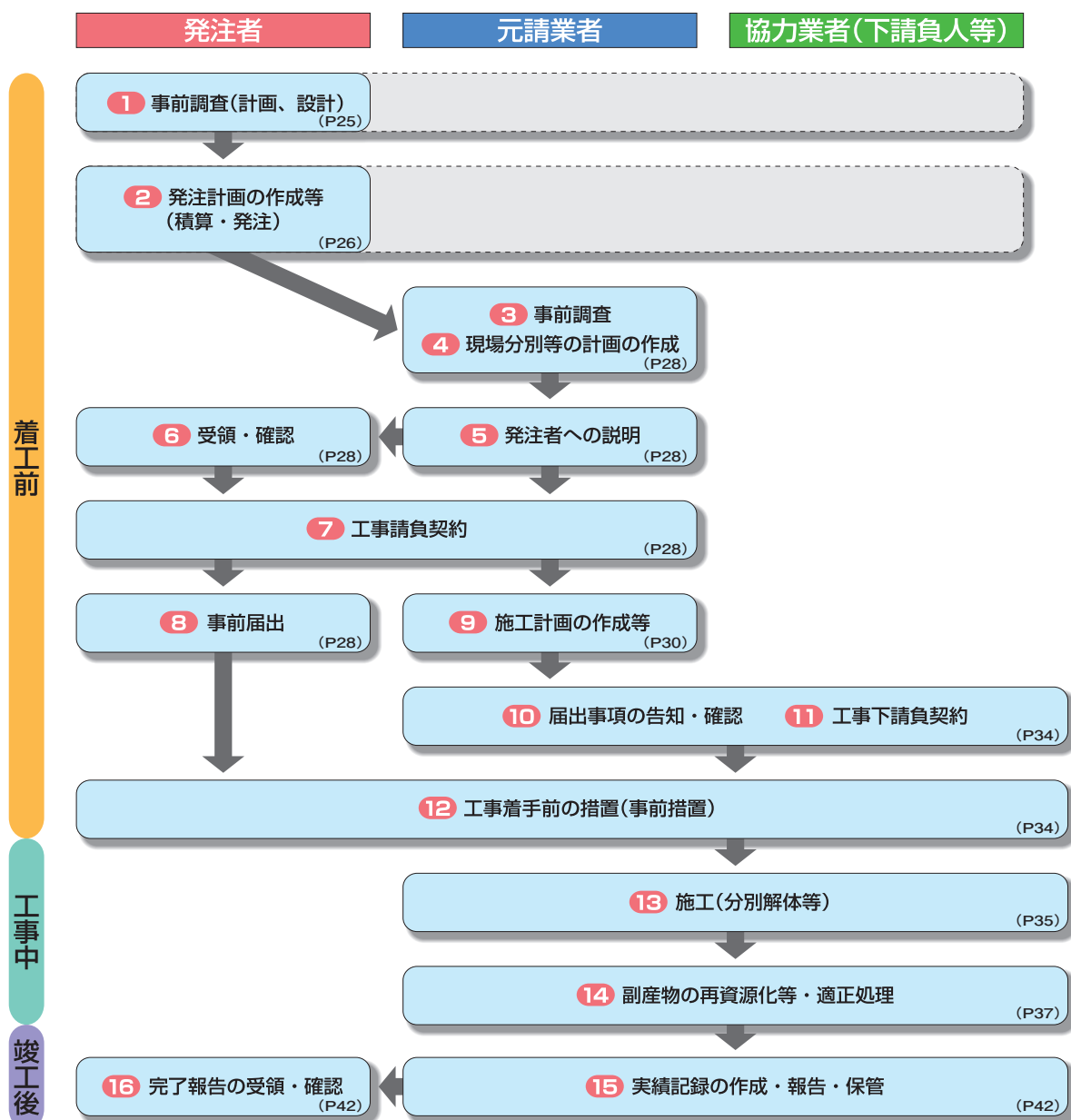
**発注者** **元請業者** **協力業者** …主な対象者

## 2. 法令の略称

- 建リ法……………建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- 建リ法規則……………同施行規則
- 分別解体等省令……………特定建設資材に係る分別解体等に関する省令
- 建リ法基本方針……………特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本方針
- 資 法……………資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
- 資法令……………同施行令
- 再生資源判断省令……………建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
- 指定副産物判断省令……………建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
- 廃掃法……………廃棄物の処理及び清掃に関する法律

3. **関連通知**…記述内容を規定した通知の名称等

## 建設リサイクル法の標準的な事務処理の流れ





## 1 事前調査（計画・設計）

建築物等のライフサイクル全体を考慮し、長期的使用に資する設計や将来の解体時を考慮した設計に努めつつ、建設副産物の発生抑制、再使用の促進、適正処理の推進を基本として、工法・資材の採用、再生資材の利用、建設副産物の処理方法などについて検討しなければなりません。（建リ法基本方針等）

原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源等を工事で利用することが求められています。（資法第4条第1項）  
構造物の長寿命化の促進や建設副産物の再生資源としての利用促進が求められています。（資法第4条第2項）

参考 特定再利用業種として建設業を指定（土砂、コンクリート塊（以下「Co塊」）、アスファルト・コンクリート塊（以下「As塊」）の再生資源利用）（資法第2条第8項、資法令第2条、資法令別表第2）  
建設業における指定副産物の指定（土砂、Co塊、As塊、木材の再資源化）  
（資法第2条第13項、資法令第7条、資法令別表第7）

建設リサイクル法では、分別解体等・再資源化等の実施義務の主体は建設業者とされており、また、廃棄物処理法でも廃棄物処理の処理責任は排出事業者（元請業者）とされており、建設副産物のリサイクル推進は、建設業者が中心的な役割を担っています。

しかし、関連法である資源有効利用促進法では、施工者だけでなく、発注者にも原材料の使用の合理化、再生資源としての当該工事等での利用を求めています。

これは、建設副産物の発生を抑制し、分別解体等や再資源化等及び適正処理を促進するためには、**施工段階での取組みのみならず、計画・設計段階から取り組むことがより重要**だからです。発注者は計画・設計に大きな影響力を有しているため、発注者の役割は重要です。

特に、**国交省発注工事においては、以下のような措置が行われており、地方自治体等が発注する公共工事においても同様な措置を行う**ことが期待されています。

民間工事においては、発注者は専門的な知識を有していない場合もあることから、**施工者がこれに準じて運用する**ことが望まれます。

国交省直轄  
工事の運用

### 1. リサイクル計画書（概略設計）（詳細設計）の作成

計画、設計にあたり、次のような検討等を行い、「**リサイクル計画書**（概略設計）（詳細設計）」を作成します。

- ①発生する建設副産物の種類、質、数量の把握
- ②建設副産物の発生抑制や再使用の促進に資する工法・資材の採用可否の検討  
（例）＊打ち込み型枠や鋼製型枠の採用  
＊2次製品の採用や工場加工による現場作業の減少  
＊泥水や安定液を使用しないシールド、基礎杭工法等の採用  
＊路上表層再生工法や路上再生路盤工法の採用
- ③発生建設副産物の種類に応じた処理方法、処分先の検討

**関連通知** 「建設リサイクル推進に係る実施事項について」（建設リサイクルガイドライン）

（平成14年5月30日国官技第41号 国官総第123号 国営計第25号 国総事第20号）

### 2. 再生資源の利用基準

具体的な再生資源の利用に関連する技術基準等が以下のように定められています。

#### ①コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準

構造物の解体工事等から発生するCo塊を再生処理し、①土木・建築工事の**コンクリート用骨材** ②舗装用**路盤材** ③土木・建築工事の**埋戻し材・裏込め材** として再生利用する際の品質の基準を定めています。

**関連通知** 「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準について」

（平成28年3月31日国官技第379号）

#### ②発生土利用基準

建設工事に伴い副次的に発生する土砂の土質特性に応じた**区分基準**及び各々の区分に応じた**適用用途基準**を示しています。また、これを詳しく解説した「建設発生土利用技術マニュアル（第4版）」が出版されています。

**関連通知** 「発生土利用基準について」（平成18年8月10日国官技第112号 国官総第309号 国営計第59号）

建設汚泥の再生  
利用に関するガ  
イドライン等  
⇒ P16 参照

### ③ 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等

建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥の処理に当たっての**基本方針**、**具体的手順等**を示すとともに、土質特性に応じた**区分基準**及び各々の区分に応じた**適用用途標準**を示すことと併せ、**再生利用の持続性を明確**にすることにより、建設汚泥の適正な利用を図ることを目的としています。また、これらを詳しく解説した「建設汚泥再生利用マニュアル」が出版されています。

**関連通知** 「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」  
(平成 18 年 6 月 12 日国官技第 46 号 国官総第 128 号 国営計第 36 号 国総事第 19 号)  
「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について」  
(平成 18 年 6 月 12 日国官技第 48 号 国官総第 131 号 国営計第 38 号 国総事第 21 号)  
「建設汚泥処理土利用技術基準について」(平成 18 年 6 月 12 日国官技第 50 号 国官総第 137 号 国営計第 41 号)

## 2 発注計画の作成等（積算・発注）

計画・設計で検討した工法・資材の採用、再生資源の利用、建設副産物の処理方法などを施工条件として明示し、必要な費用を計上するとともに、明示した条件に変更が生じた場合は、設計変更などにより適切に対処しなければなりません。  
(建り法基本方針等)

発注者は、積算・発注に当たって、**情報交換・調整**をはじめ**再資源化施設所在地・受入条件等の把握**を十分に行い、**積算に反映**することが必要です。

特に、**国交省発注工事においては、以下のような措置が行われており、地方自治体等が発注する公共工事においても同様な措置を行う**ことが期待されています。

民間工事においては、発注者は専門的な知識を有していない場合もあることから、**施工者がこれに準じて運用**することが望まれます。

国交省直轄  
工事の運用

### 1. リサイクル計画書（積算段階）の作成

積算にあたり「**リサイクル計画書（積算段階）**」を作成します。リサイクルできない場合には、「リサイクル阻害要因説明書」を作成します。

**関連通知** 「建設リサイクル推進に係る実施事項について」（建設リサイクルガイドライン）  
(平成 14 年 5 月 30 日国官技第 41 号 国官総第 123 号 国営計第 25 号 国総事第 20 号)

### 2. リサイクル原則化ルールの適用

- ① Co 塊、As 塊、建設発生木材の現場から再資源化施設への搬出（建設発生木材については、縮減の上での最終処分でも規定）
- ② 建設汚泥の他の工事現場又は再資源化施設への搬出（縮減の上での最終処分でも規定）
- ③ 建設発生土の他の工事現場への搬出
- ④ 再生骨材の利用
- ⑤ 再生加熱アスファルト混合物の利用
- ⑥ 建設発生土及び建設汚泥処理土の利用

については、一定条件の下、**原則として経済性に関わらず実施**します。

**関連通知** 「公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について」  
(平成 18 年 6 月 12 日国官技第 47 号 国官総第 130 号 国営計第 37 号 国総事第 20 号)

### 3. 適正積算

原則として**指定処分**とし、運搬費用、再資源化等に要する費用等については**適正に計上**するとともに、再生資源については、品質等を考慮しつつ、**可能な限り建設資材として活用**します。

**関連通知** 「事業執行における積算等の留意事項について」（平成 4 年 8 月 5 日建設省厚発第 321 号 技調発第 192 号）  
「営繕事業執行における積算等の留意事項について」（平成 3 年 5 月 15 日建設省営計発第 53 号 営監発第 14 号）

### 4. 条件明示

設計図書には、

- ① 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件
- ② 建設副産物の現場内での再使用及び減量化が必要な場合は、その内容

建設リサイクル  
ガイドライン  
⇒ P16 参照

リサイクル  
原則化ルール  
⇒ P16 参照

- ③建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件
- ④再資源化施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
- ⑤再生資材の利用                      ⑥建設発生土の利用
- ⑦指定副産物の搬出                  ⑧特定建設資材の分別解体等・再資源化等(対象建設工事の場合)
- ⑨その他の協議事項

等を明示します。

**関連通知** 「条件明示について」(平成14年3月28日国官技第369号)

「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)について」  
(平成14年5月30日国官総第44号 国官技第127号)

「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(営繕)について」  
(平成14年5月30日国官計第28号)

## 参考

### 建設副産物情報交換システム●(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)

(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)では、平成14年度から「建設副産物情報交換システム」による情報提供サービスを実施しています。

本システムは、建設リサイクルの推進に必要な建設副産物の発生、再利用などに関する最新情報を効率的に登録し検索するインターネットを利用したシステムです。

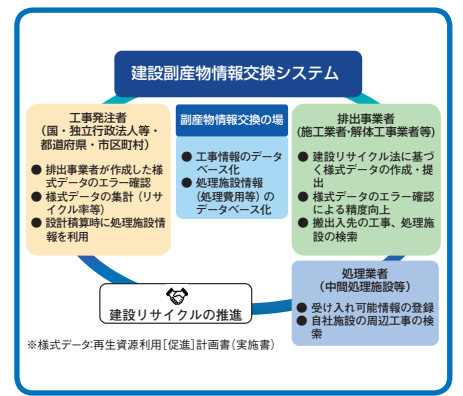
- ・受発注者がオンラインでやりとりするため事務負担が軽減
- ・各種帳票の出力や調査等でのデータ利用が容易になる
- ・処理施設検索の料金表示が設計積算時に有効

**問い合わせ先**：建設副産物情報センター(JACIC内)

TEL 03-3505-0410

URL <https://www.recycle.jacic.or.jp/>

E-mail [recycle@jacic.or.jp](mailto:recycle@jacic.or.jp)



## 参考

### 建設発生土情報交換システム●(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)

(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)では、平成11年度から「建設発生土情報交換システム」による情報提供サービスを実施しています。

本システムは、国、地方公共団体等の工事発注者が建設発生土を有効活用するために必要な情報をリアルタイムで交換し、建設発生土のリサイクルを推進することを目的とした、インターネットを利用したシステムです。

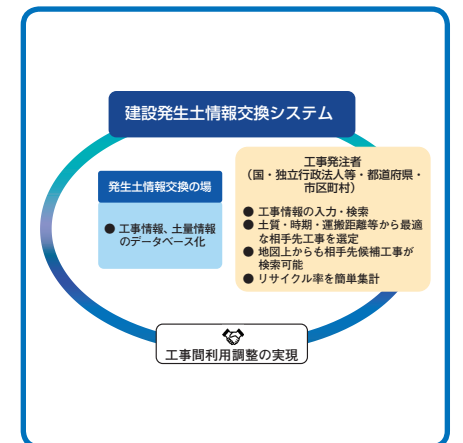
- ・発生土データをリアルタイムで掲載でき、情報の鮮度が高い
- ・地図検索により発生土動向のニーズがひと目でわかる
- ・公共工事土量調査でのデータ利用が容易になる

**問い合わせ先**：建設副産物情報センター(JACIC内)

TEL 03-3505-0416

URL <https://www.recycle.jacic.or.jp/>

E-mail [recycle@jacic.or.jp](mailto:recycle@jacic.or.jp)



## 参考

### 建設発生土の有効利用●(株)建設資源広域利用センター(UCR)

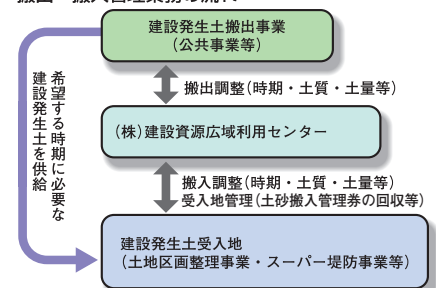
(株)建設資源広域利用センターでは、公共事業などから発生した建設発生土を土地区画整理事業、スーパー堤防事業などに利用するため、首都圏内に確保した受入地を搬出事業者に斡旋し、発生土の搬出入調整、受入地管理を行います。また、沿岸域の埋立用材として、発生土を首都圏の各港から全国に向けて海上移送しています。

**問い合わせ先**：(株)建設資源広域利用センター

TEL 03-6205-8270

URL <https://www.ucr.co.jp>

#### 搬出・搬入管理業務の流れ



### 3 事前調査 4 現場分別等の計画の作成

#### 元請業者

建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、対象建築物等についての調査を実施し、分別解体等の計画等を作成しなければなりません。  
(建リ法第9条第1項、同第2項、建リ法規則第2条第1項1号、同2号)

対象建設工事  
⇒P12「**対象建設工事**」参照

適切に工事を実施し、確実に分別解体等・再資源化等を実施するためには、事前調査が極めて重要になります。対象建設工事については、**事前調査と現場分別の計画等を作成**しなければなりません。  
なお、工事の種類によって事前調査と現場分別の計画等の作成内容が異なりますので注意してください。作成内容は、次ページに示す工事の種類に応じた「分別解体等の計画等」法定様式を参照して下さい。

### 5 発注者への説明 6 受領・確認

#### 元請業者 発注者

建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、元請業者は届出に係る事項について発注者へ書面で説明しなければなりません。  
(建リ法第12条)

建設リサイクル法では、対象建設工事の事前届出は発注者に義務付けられていますが、実際に分別解体等を実施するのは工事の受注者です。分別解体等が適正に実施されるためには、発注者の届出の内容と発注者・受注者間の請負契約の内容が一致していることが必要です。

このため、元請業者は、作成した「分別解体等の計画等」に基づき**届出事項について書面で説明**しなければなりません。

発注者はそれを受領・確認することが必要です。

### 7 工事請負契約

着  
工  
前

#### 発注者 元請業者

建設リサイクル法の対象建設工事の請負契約の際には、分別解体等・再資源化等に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。  
(建リ法第13条、分別解体等省令第4条)

不法投棄等の不適正処理を防ぐため、分別解体等については、発注者と元請業者の間、元請業者と下請負人の間等のそれぞれの段階で、分別解体等の方法が明確にされ、それに要する費用が適正に支払われることが重要です。そのため、対象建設工事においては、元請契約・下請契約において、下記の事項を**契約書面に記載**しなければなりません。(下請契約の際の留意事項は**10**届出事項の告知・確認**11**工事下請負契約(P34)を参照して下さい。)

#### ■契約書記載事項(分別解体等省令第4条)

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| ①分別解体等の方法              | ②解体工事に要する費用  |
| ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地 | ④再資源化等に要する費用 |

### 8 事前届出

#### 発注者

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、工事着工の7日前までに都道府県知事等へ届出なければなりません。  
(建リ法第10条、分別解体等省令第2条)

発注者は、受注者に対して施工方法等について監理・監督する立場にあるため、分別解体等の実施についても、発注者が主体的に管理することが望まれます。また、発注者は建設工事の注文者であり、建設廃棄物の排出の原因者でもあることから、従来から再資源化等に協力する責務が法令で定められています。これらの理由により、適正な分別解体等を実施するため、**対象建設工事においては、発注者又は自主施工者は、工事の着手の7日前までに「分別解体等の計画等」とあわせて「届出書」を都道府県知事等に提出**しなければなりません。作成内容は、次ページに示す「届出書」法定様式を参照して下さい。

なお、届出は発注者から委任状を受けて元請業者が届出することができます。

また、着工前に届出事項に変更がある場合や、都道府県知事等から変更命令があれば「変更届」を提出します。

「届出書」作成内容 (分別解体等省令 様式第一号)

届出書 (様式第一号) (A4)
知事 令和 年 月 日
市区町村長 殿
宛先又は自主施工者の氏名(法人については番号又は名称及び代表者の氏名)
住所
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

建築物解体工事の「分別解体等の計画等」作成内容 (分別解体等省令 様式第一号別表1)

別表1 建築物に係る解体工事 (A4)
分別解体等の計画等
建築物の構造
建築物の状況
建築物に関する調査の結果
建築物に関する調査の結果
建築物に関する調査の結果
建築物に関する調査の結果

建築物新築工事等の「分別解体等の計画等」作成内容 (分別解体等省令 様式第一号別表2)

別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・増築等) (A4)
分別解体等の計画等
使用する特定建設資材の種類
建築物の状況
建築物に関する調査の結果
建築物に関する調査の結果
建築物に関する調査の結果

土木工事等の「分別解体等の計画等」作成内容 (分別解体等省令 様式第一号別表3)

別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等) (A4)
分別解体等の計画等
工務部の構造(解体工事のみ)
工事の種類
使用する特定建設資材の種類(新築・増築・修繕工事のみ)
建築物の状況
建築物に関する調査の結果
建築物に関する調査の結果

なお、本様式は国土交通省のリサイクルホームページの建設リサイクル法第10条届出様式集からダウンロードできます。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/todokede/todokedeyoushiki\_reiwa.pdf
国や地方公共団体等の発注工事については、対象建設工事の届出の代わりに通知を行うこととされており、国土交通省直轄工事での具体的な取扱いは下記通知に基づき行うこととしています。

関連通知 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条に基づく国の機関からの都道府県知事への計画の通知について」
(平成14年3月5日国官技第345号 国官総第710号 国営計第200号 国総事第114号)



9 施工計画の作成等

元請業者  
協力業者

建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければなりません。また、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を使用するよう努めなければなりません。(建り法第5条)

建設業者に対しては発生抑制、分別解体等及び廃棄物の再資源化の努力が義務付けられています。

元請業者  
協力業者

原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源等を工事で利用することが求められています。(資法第4条第1項)  
構造物の長寿命化の促進や建設副産物の再生資源としての利用促進が求められています。(資法第4条第2項)

また、関連法である資源有効利用促進法では、発注者、施工者の双方に、原材料の使用の合理化、再生資源としての当該工事等での利用を求めています。

元請業者

一定規模以上の工事について再生資源利用促進計画、再生資源利用計画を作成しなければなりません。また、完成後は速やかに再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の実施状況を記録し、1年間保存しなければなりません。(資法第15条、同第34条、再生資源判断省令第8条第1項、同第2項、指定副産物判断省令第7条第1項、同第2項)

資源有効利用促進法において、土砂、Co塊、As塊の再生資源又は再生品を利用すべき業種(特定再利用業種)として建設業が指定されています。また、再資源化すべき副産物(指定副産物)として土砂、Co塊、As塊、建設発生木材が指定されています。そのため、工事ごとの再生資源利用促進計画に基づき、再資源化施設に持ち込むことと併せて、再生資源利用計画に基づき、再生資源の積極的活用を検討することが必要です。

参考 特定再利用業種として建設業を指定(土砂、Co塊、As塊の再生資源利用)  
(資法第2条第8項、資法令第2条、資法令別表第2)  
建設業における指定副産物の指定(土砂、Co塊、As塊、木材の再資源化)  
(資法第2条第13項、資法令第7条、資法令別表第7)

1. 再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の作成

再生資源利用促進計画、再生資源利用計画は、下表に示す一定規模未満の工事についても同様に作成・提出することが望まれます。

なお、再生資源は種類ごとに主な利用用途が定められています(1 事前調査(計画・設計)(P25)参照)ので、工事ごとの再生資源利用計画に基づき、再生資源の活用を検討してください。他の用途についても、適切な施工管理等によって使用可能であれば積極的に利用するよう努めてください。

建設発生土については、他の工事現場との連絡調整、土質改良やストックヤードの確保等に努めることが望まれます。

再生資源利用促進計画(建設副産物を搬出する際の計画)

計画を作成しなければならない工事	定める内容
次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂……………1,000m <sup>3</sup> 以上 2. Co塊、As塊、 建設発生木材 } ……合計200 t 以上	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3. その他、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

再生資源利用計画(再生資材を利用する際の計画)

計画を作成しなければならない工事	定める内容
次のような建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂……………1,000m <sup>3</sup> 以上 2. 碎石……………500 t 以上 3. 加熱アスファルト混合物……200 t 以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

なお、自治体によっては、これより少ない量での建設工事に対して計画書の作成を義務付けている所もあるので、確認が必要です。

2. 廃棄物処理計画の作成

指定副産物以外の廃棄物も多量に発生することから、適正処理を確保するため、廃棄物処理計画を作成することも望まれます。

**発注者**

**国交省直轄  
工事の運用**

建設リサイクル  
ガイドライン  
⇒ P16 参照

**参考**

**廃棄物処理計画**

1. 建設廃棄物の種類・発生量と分別、保管、運搬、中間処理、最終処分等の方法
2. 処理業者等への委託内容

なお、発注者についても、元請業者に**再生資源利用促進計画、再生資源利用計画、廃棄物処理計画の作成を指導**することが望まれます。

建設発生土については、他の工事現場との連絡調整、ストックヤードの確保等に努めることが望まれます。

国交省発注工事においては、**再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を施工計画に含めて提出させる**こととしており、**地方自治体等が発注する公共工事においても同様な措置を行う**ことが期待されています。民間工事においても、**これに準じて運用する**ことが望まれます。

**関連通知** 「建設リサイクル推進に係る実施事項について」(建設リサイクルガイドライン)  
(平成 14 年 5 月 30 日国官技第 41 号 国官総第 123 号 国営計第 25 号 国総事第 20 号)

**産業廃棄物の利用方法**

廃棄物処理法に規定される産業廃棄物も、再生利用が可能なものが多いため、処理後の品質が所要のものであることを前提に、環境保全に留意しつつ所管廃棄物部局との調整を図りながら再生利用することが必要です。

**1. 自ら利用**

排出事業者(元請業者)が、廃棄物を有価物たる性状に処理して自ら利用するもので、「自ら利用」に当たっては、工事発注者、所管廃棄物部局との調整が必要です。また、処理施設の設置についても、所管廃棄物部局との調整が必要になります。

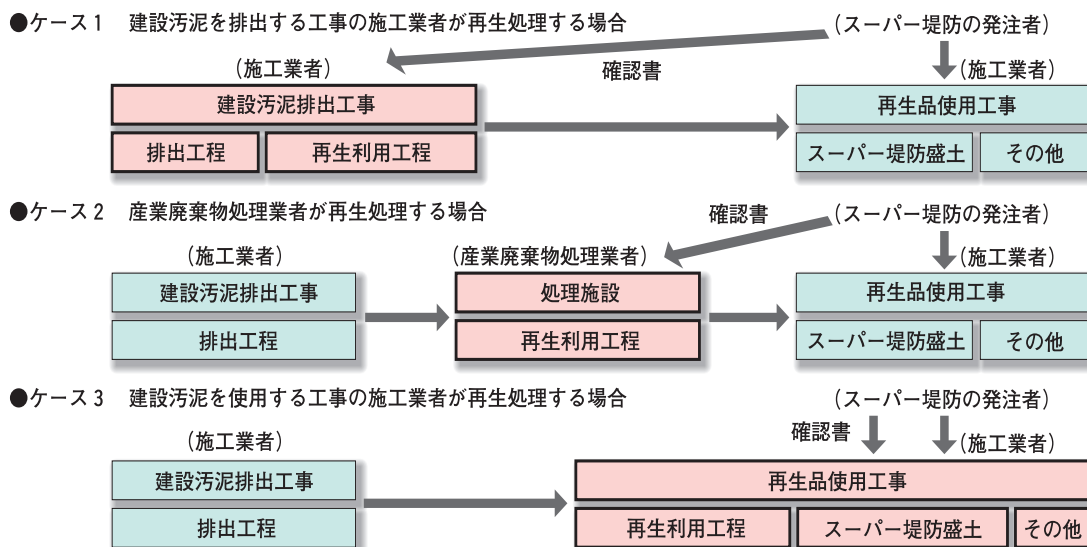
**2. 再生利用制度等の活用**

①大臣認定制度

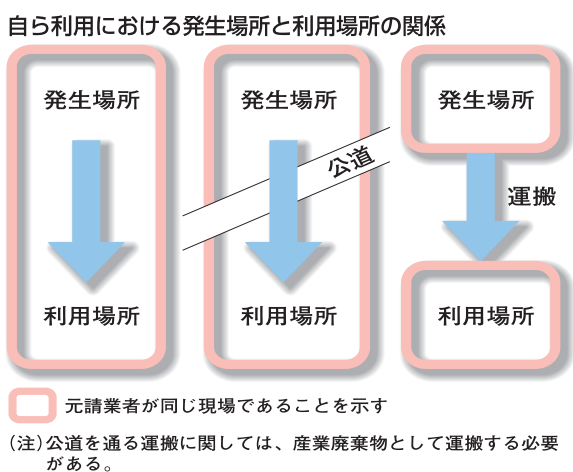
再生利用者の申請を受け環境大臣が認定するもので、生活環境の保全上支障が無いなどの基準に適合している場合に認定されます。認定された場合は、処理業の許可を受けずに廃棄物の収集運搬、処分(改質行為)を業として行うことができ、また、当該廃棄物処理施設を設置することができます。

現在のところ、建設系廃棄物については建設汚泥をスーパー堤防の築造材に利用する場合に限られています。

**再生利用のパターン(      が申請者)**



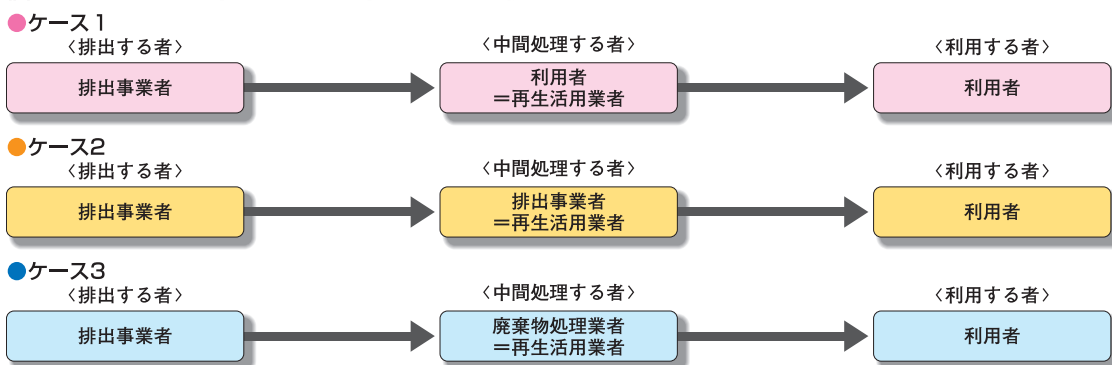
※再生利用：建設汚泥を改質する行為 再生品：建設汚泥を再生利用により改質して得られたもの



②個別指定制度

再生利用者の申請を受け都道府県知事等が再生活用業者として指定するもので、廃棄物の種類、発生場所と再生利用の場所及び用途が指定されます。この指定を受けた場合には、その申請者は廃棄物処理業の許可を受けなくても、その廃棄物を再生利用できます。(この他に、廃棄物の種類を特定した一般指定の制度があります。)

個別指定制度を活用した再生利用の一般的な形態



③広域認定制度

メーカー等が環境大臣の認定を受けて、自社製品が廃棄物となったもの（製品端材・梱包材等）を広域的に回収し、製品原料等にリサイクル又は適正処理をする制度です。認定を受けるのは製造、加工、販売等の事業を行う者ですが、自社製品の配送会社とともに認定を受けることにより収集運搬・処分とも処理業許可が不要となります。

建設資材に関する広域認定(旧広域再生利用指定)品目等一覧(例)

石膏ボード		吉野石膏(株)
		チヨダウーテ(株)
岩綿吸音板		大建工業(株)
軽量気泡コンクリート(ALC)		旭化成建材(株)
		クリオン(株)
		住友金属鉱山シボレックス(株)
		JFEロックファイバー(株)
ロックウール	断熱材	マグ・イゾベル(株)
グラスウール		パラマウント硝子工業(株)
		旭ファイバーグラス(株)
ケイ酸カルシウム板		日本インシュレーション(株)
		(株) エーアンドエーマテリアル
ビニル系床材		インテリアフロア工業会
木質系ボード		日本ノボパン工業(株)
		淡路技研(株)
発泡ポリスチレン		積水化成成品工業(株)
		(株) JSP
プラスチック製容器		(株) 前田製作所
ユニットバス及び梱包材		(株) LIXIL
タイルカーペット		東リ(株)
消火器		(一社) 消火器工業会
発泡ウレタン		(株) 日本アクア

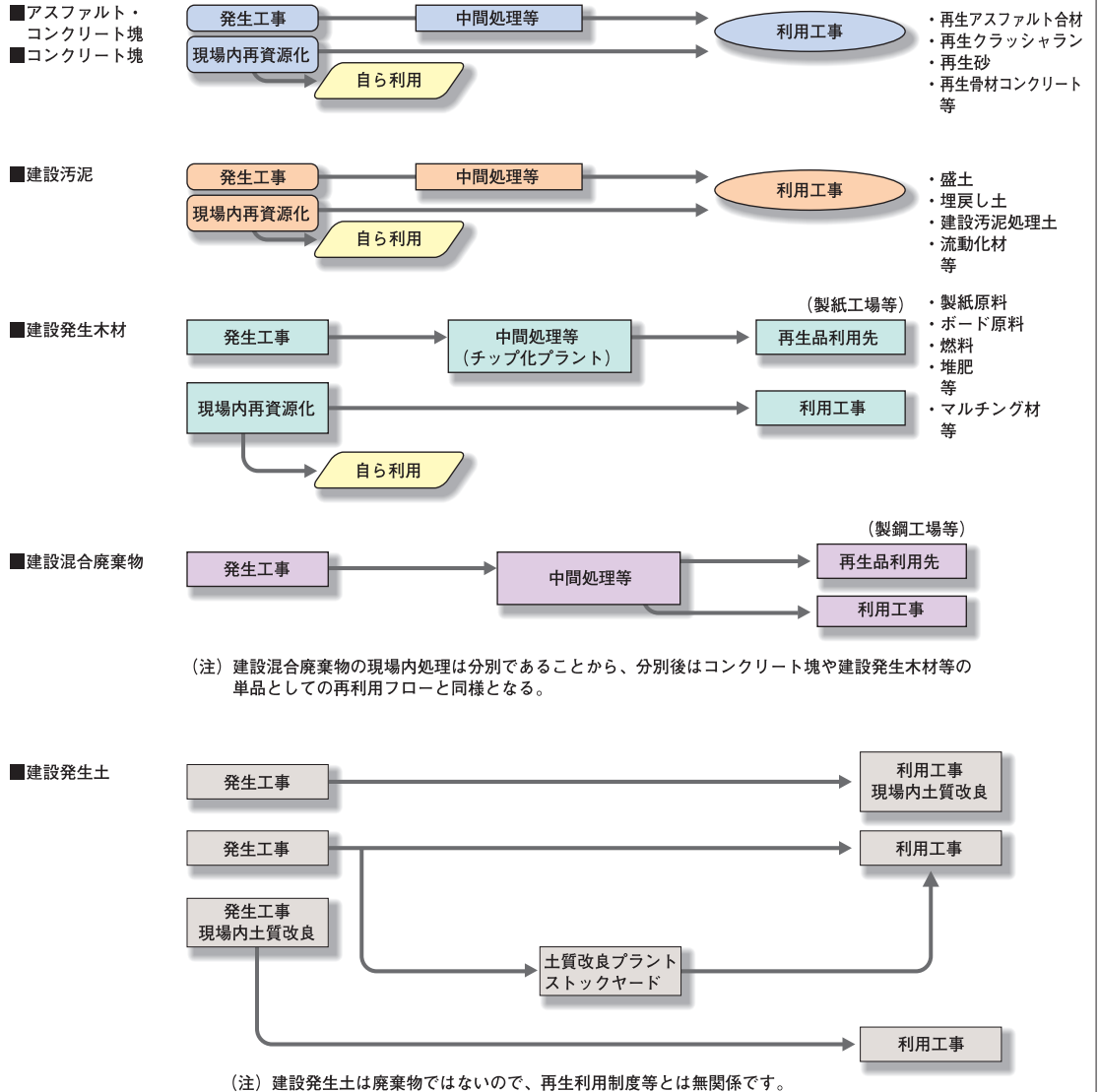
■参照：(一社) 日本建設業連合会ホームページ  
<https://www.nikkenren.com/kankyoku/kouiki/index.html>

3. 有償譲渡

有償譲渡されるものは廃棄物ではないので、廃棄物処理法の適用は受けません。ただし、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領が無いこと、譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても合理的な額であること等、その譲渡行為が経済合理性に基づいた適正な対価によるものであることが必要とされています。

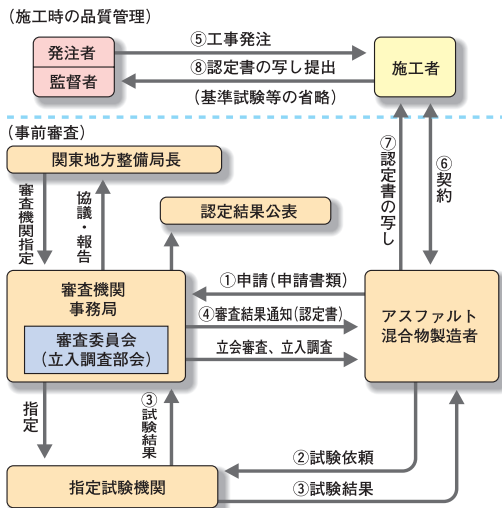


### 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ



参考

### アスファルト混合物事前審査制度 ● 国土交通省各地方整備局等



本制度は、工事ごとに行われているアスファルト混合物（再生アスファルト混合物を含む）の品質管理に関する基準試験等を事前に審査・認定することによって、各工事ごとの試験を省略するものです。

これにより、発注者、施工者、アスファルト混合物製造者の業務の省力化及びアスファルト混合物の安定した品質の確保を図るとともに建設工事から発生するアスファルト・コンクリート塊の再利用を促進するものです。

本制度は全国的に運用されていますが、関東地方整備局での運用を例示します。

- 問い合わせ先：国土交通省関東地方整備局 企画部技術調査課  
TEL 048-601-3151
- 審査機関：(一社)日本道路建設業協会関東支部  
TEL 03-3551-2903

## 10 届出事項の告知・確認

## 11 工事下請負契約

元請業者  
協力業者

建設リサイクル法の対象建設工事の下請負契約を結ぶに当たって、下請負人に届出事項について告知しなければなりません。  
(建リ法第12条第2項)  
また、当該下請負契約の際には、分別解体等・再資源化等に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。  
(建リ法第13条、分別解体等省令第4条)

下請負人は、発注者が届出た分別解体等の方法が分からなければ、適正な施工ができなくなり、また、契約に先立ちそのような情報を入手できなければ請負金額の適正な見積もり等に支障が生じる恐れがあります。そのため、対象建設工事の元請業者は、**届出事項について、下請負人へ告知**しなければなりません。下請負人はそれを確認する必要があります。

また、下請負契約においては、発注者と元請業者との契約と同様、下記の①～④の内容を**契約書面に記載**する必要がありますが、③、④の再資源化等に関する事項については、原則として「該当なし」「0円」となります。これは、一般に、再資源化等の委託は廃棄物処理委託に該当し、排出事業者である元請業者が廃棄物処理業者に処理委託することが廃棄物処理法で求められており（廃掃法第12条）、通常の下請負契約においては再資源化等に関する事項が含まれないためです。

## ■契約書記載事項

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| ①分別解体等の方法              | ②解体工事に要する費用  |
| ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地 | ④再資源化等に要する費用 |

## 12 工事着手前の措置（事前措置）

着  
工  
前元請業者  
協力業者

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、分別解体等の計画等に従い、分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講じなければなりません。  
(建リ法第9条第2項、建リ法規則第2条第1項3号)

分別解体等の実施の前に、分別解体等の計画等に従い、下記の**措置を講じなければなりません**。

## ■事前措置の内容とその主な留意点

- ①作業場所の確保
- ②搬出入経路の確保
- ③残存物品の搬出の確認（発注者が処理）（解体、増築・修繕・模様替工事の場合のみ）
  - ・PCB廃棄物（PCB廃棄物特別措置法）：発注者が保管
  - ・冷媒フロン（フロン排出抑制法）：回収業者（知事登録業者）に引渡し
- ④付着物等の除去（解体、増築・修繕・模様替工事の場合のみ）
  - ・飛散性アスベスト
  - 〈吹付けアスベスト除去〉
    - \*労働安全衛生法・大気汚染防止法により粉じん飛散措置を講じる
    - \*特別管理産業廃棄物管理責任者を設置

参考

## 建築物の解体等に伴う有害物質等の適正な取扱い

解体・改修工事においては有害物質を適切に処理することが必要となります。建設副産物リサイクル広報推進会議では、建築物等に一般的に使用されている有害物質等の確認方法・処理方法等についての情報を、現場技術者の方に使いやすい資料として取りまとめたパンフレットを作成しています。なお、アスベストへの規制に関する情報については、P40も参照して下さい。

## ■問い合わせ先：建設副産物リサイクル広報推進会議

事務局（一財）先端建設技術センター企画部  
TEL 03-3942-3991  
FAX 03-3942-0424  
URL <http://www.suishinkaigi.jp/index.html>



## 13 施工（分別解体等）

元請業者  
協力業者

建設リサイクル法の対象建設工事の施工の際には、分別解体等の計画等に従い、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート（以上、特定建設資材）を現場で分別しなければなりません。（建リ法第9条第1項、同第2項、建リ法規則第2条第1項4号、同第3～第7項）

元請業者  
協力業者

### 1. 施工時の体制

- ①**監理技術者、主任技術者又は解体工事業者**においては**技術管理者を設置**して、技術的な管理を行わせることが必要となります。また、建設業許可又は解体工事業者登録の**標識を掲示**しなければなりません。
- ②工事現場における建設副産物対策の**責任者を明確にする**ことが望まれます。（上記主任技術者等が兼務することが望まれます。）
- ③再生資源利用促進計画、再生資源利用計画、廃棄物処理計画等に基づき施工しなければなりません。そのため、これらの内容について、現場担当者の教育、協力業者に対する**周知徹底と明確な指導**を行うことが望まれます。

解体工事業者における技術管理者  
⇒P13「**技術管理者の要件**」参照

発注者

なお、発注者についても、明示した条件に基づき工事が実施されるよう施工者を指導することが必要です。そのために、建設副産物対策の**責任者を明確にする**ことが望まれます。

元請業者  
協力業者

### 2. 分別解体

Co塊、建設発生木材等特定建設資材廃棄物の再資源化を促進させるため、また、その他の副産物についても再資源化または適正処理を確保するために必要な分別をできるように、**建設リサイクル法の施工方法の基準に従い分別解体**することが必要です。

#### ■施工方法の基準

下記の手順を原則としています。また、その方法は手作業、手作業及び機械による作業によらなければなりません。建築物の解体工事の①、②については、手作業によることが原則です（施工の技術上困難な場合を除く）。

#### ●建築物の解体工事

- ①建築設備、内装材その他の建築物の部分（建具、造作材等）の取り外し  
内装材に木材がある場合は、次の順序で取り外すこと  
(1) 木材と一体となった石膏ボード等の建設資材（\*）  
(2) 木材
- ②屋根ふき材の取り外し
- ③外装材並びに構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎ぐいを除いたもの）の取り壊し
- ④基礎及び基礎ぐいの取り壊し

\*木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。

#### ●工作物の解体工事

- ①さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- ②工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- ③基礎及び基礎ぐいの取り壊し

発注者

なお、発注者についても、適正に分別解体されているか、**現場での確認に努める**ことが必要です。

元請業者  
協力業者

### 3. 現場での分別徹底

建設副産物の多くは再生利用が可能なものですが、混ぜてしまうと「**ごみ**」、分ければ「**資源**」となります。施工者は、分別に当たっては次のようなことに留意してください。

#### ①建設発生土と建設廃棄物

建設発生土は廃棄物処理法の適用を受けませんが、**建設廃棄物が混入したものは廃棄物と判断されますので分別を徹底**しなければなりません。

#### ②一般廃棄物と産業廃棄物

作業員の生活に伴って発生する飲料の容器や弁当がら（特に生ごみ）などの**一般廃棄物となるものは、産業廃棄物との分別を徹底**しなければなりません。

## ③再資源化が可能な物の分別

製品端材や梱包材等は、メーカー等が廃棄物処理法の広域認定を取得して再資源化しているものがあります。また、さまざまな再資源化施設で、マテリアルリサイクルや熱利用しているものもあります。このような物の再資源化のためには、**受入施設の条件に見合うような分別**をすることが必要となります。

## ④安定型処分品目と管理型処分品目

**安定型最終処分場での処分が可能な品目**（安定5品目：がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず）に**管理型最終処分場への持込が必要な品目**（燃え殻、建設発生木材等）が**混入しないように分別を徹底**しなければなりません。なお、混入したものは安定型最終処分場への持込はできません。特に、廃棄物処理法の改正により「廃石膏ボード」は安定型最終処分場での処分ができなくなりましたので注意が必要です。

## 発注者

なお、発注者についても、分別が徹底されているか、**現場での確認に努める**ことが必要です。

元請業者  
協力業者

## 4. 現場での保管

現場で分別したものは、早期に現場外へ搬出することが望まれます。しかし、現場内で一時保管することが必要な場合には、雨水浸透防止の処理対策や粉じん等の防止対策等、次のような項目について留意し、**周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう保管**することが必要です。

- ①飛散・流出しないようにし、粉じん飛散防止や浸透防止等の対策をとること。
- ②悪臭が発生しないようにすること。
- ③分別する廃棄物ごとに容器（コンテナ等）を設け、**保管物の種類や責任者を表示**すること。
- ④可燃物の保管には**消火設備を設ける**こと。
- ⑤作業員等の関係者に**周知徹底**すること。
- ⑥看板の設置 ⑦屋外で容器を設けない場合の積み方の基準 等  
また、現場外の保管で300m<sup>2</sup>以上の場合、事前の届出が必要です。

## 発注者

なお、発注者についても、適正に保管されているか、**現場での確認に努める**ことが必要です。

元請業者  
協力業者

## 5. 現場内利用

建設副産物の搬出を抑制するため、建設副産物を現場内で改良・破碎等を行った後、**当該現場で資材として利用**することも検討してください。その例としては次のようなものがあります。

- ①建設発生土（改良して埋戻し材等へ）
- ②Co塊、As塊（破碎して路盤材等へ）
- ③建設発生木材（伐採材など）（破碎してマルチング材等として利用）
- ④建設汚泥（脱水、固化等して盛土等へ）

②、③、④の場合には、廃棄物の処理となりますので、処理施設の設置に当たっては廃棄物処理法の許可が必要となる場合があります（P38参照）。また、自ら処理が原則なので、下請業者等他人に処理させる場合は、処理業の許可を持った業者に委託する必要があります。なお、一定の要件を満たせば下請業者による処理も自ら処理とみなされる場合があるので当該自治体に確認してください（環境省通知、環廃産発第050325002号 第三）。

## 発注者

なお、発注者についても、適正に現場内利用されているか、**現場での確認に努める**ことが必要です。

元請業者  
協力業者

## 6. 縮減

最終処分場へ搬出される物については、その量を抑制するため、縮減を実施することが望まれます。その際、**周辺環境への影響にも十分配慮**してください。

## 汚泥の縮減の例

方法	参考
仮置き水切り	礫及び砂質土までの粗粒土の前処理には効果的であるが、粘性土には効果が少ない。
天日乾燥	改良効果は表面から20～30cm程度であり、攪拌などのばっ気作業を行う必要がある。
機械脱水	加圧脱水式のフィルタープレス、遠心脱水式のスクリュウデカンタ等が多く使用される。

※）天日乾燥、機械脱水に関しては、処理量によっては処理施設の設置許可が必要となる場合があります（廃掃法第15条）。


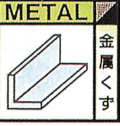
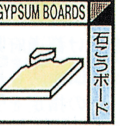
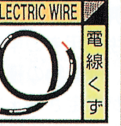

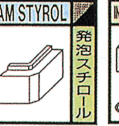
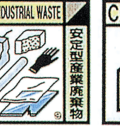





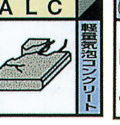
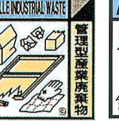


## 発注者

なお、発注者についても、適正に縮減されているか、**現場での確認に努める**ことが必要です。

参考

分別ステッカーの作成

全ての現場で共通して活用できる分別ステッカーを作成し、個々の現場に分別の必要性を訴えるとともに、現場の作業員に分別方法を徹底させるよう努めていくことも必要です。

 <p><b>WOOD</b> 木くず</p> <p>不用木製型枠材、不用造作・建具材、木製梱包材など</p>	 <p><b>METAL</b> 金属くず</p> <p>鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、スチールサッシ、アルミサッシ、メタルフォームなど</p>	 <p><b>GYPSUM BOARDS</b> 石膏ボード</p> <p>石膏ボード</p>	 <p><b>ELECTRIC WIRE</b> 電線くず</p> <p>電線くず</p>	 <p><b>PLASTIC</b> 廃プラスチック類</p> <p>廃プラスチック、ビニール、PPバンド、プラスチック類など</p>	 <p><b>FOAM STYROL</b> 発泡スチロール</p> <p>発泡スチロール</p>	 <p><b>INERT INDUSTRIAL WASTE</b> 安定産業廃棄物</p> <p>廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、コンクリート等の粉砕物（可燃性のものを付随したプラスチック及び金属の屑等は、包装は管理型産業廃棄物）</p>	 <p><b>CONCRETE</b> コンクリート</p> <p>コンクリート塊、モルタルくずなど</p>
 <p><b>CORRUGATED PAPER</b> ダンボール</p> <p>ダンボール</p>	 <p><b>ROCKWOOL BOARD</b> ロックウール吸音板</p> <p>ロックウール吸音板</p>	 <p><b>PVC PIPE</b> 塩ビ管</p> <p>塩ビ管、塩ビ管継ぎ手</p>	 <p><b>As-Con</b> アスコン</p> <p>アスファルト・コンクリート塊</p>	 <p><b>ALC</b> 軽量気泡コンクリート</p> <p>軽量気泡コンクリート ALC</p>	 <p><b>CONTROLLED INDUSTRIAL WASTE</b> 管理型産業廃棄物</p> <p>紙くず、木くず、廃石膏ボード、繊維くず、廃磁器・包装（有機性のものを付随した金属・プラスチック）、鉛酸の電池板、廃プリント基板など</p>	 <p><b>ASBESTOS</b> 石棉含有産業廃棄物</p> <p>石棉含有建材：押出成形品、スレート波板、ビニル床タイル、けい酸カルシウム第一種、セメント円筒、窯業系サイディングなど</p>	 <p><b>GLASS-CHINAWARE</b> ガラス・陶磁器くず</p> <p>ガラス・陶磁器くず</p>

■問い合わせ先：(株)つくし工房 TEL 03-3977-3333  
 ユニット(株) TEL 0120-490-336

14 副産物の再資源化等・適正処理

元請業者  
協力業者

建設リサイクル法の対象建設工事においては、分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの）について、再資源化等を行わなければなりません。（建リ法第16条）

建設リサイクル法に定める対象建設工事から排出されるコンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリートの廃棄物については、再資源化を行わなければなりません。

なお、木材についても再資源化を行わなければなりません。工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無いなど、再資源化を図ろうとする受注者に過大な負担がかかる場合には、焼却等によりその容積を減らすこと（縮減）で足りるとされています。縮減する場合であっても、熱回収を行っている業者をできるだけ選んでください。

再資源化施設に持ち込む際には、受入条件に適合するよう工事現場において分別・破碎（小割）等を行うことも必要です。

元請業者  
協力業者

廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法の基準に従い処理しなければなりません。また、処理を委託する場合には、運搬と処理についてそれぞれの許可業者と書面により委託契約しなければなりません。（廃掃法第12条、同第12条の2、同第12条の3、同第12条の4）

元請業者  
協力業者

1. 建設発生土

建設発生土は廃棄物処理法の適用は受けませんが、その発生及び搬出に当たり、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければなりません。また、建設発生土を運搬する場合は、以下の事項に留意する必要があります。

- ① 運搬車両等の適正化
  - ・過積載とならないよう徹底する。（過積載運転を要求した場合も罰せられます。）
  - ・飛散・流出しないよう適切な構造の運搬車両を使用する。
- ② 運行管理等の徹底
  - ・安全の確保及び振動、騒音、粉じん等の防止など、公衆災害の防止に努める。
  - ・運搬経路の交通状況、道路事情、障害の有無等について常に実態を把握し、安全な運行管理に努める。

工事間利用できない建設発生土を、受入地において埋立や盛土を行う場合は、以下の事項に留意する必要があります。

- ① 土砂の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じる。
- ② 元請業者は建設発生土の受入地での埋立や盛土を下請業者に行わせる場合においても、受入地での施工が適切に行われるよう指導・確認する。

発注者

なお、発注者においても、建設発生土が適正に運搬、埋立・盛土が行われたか書面等による確認に努めることが必要です。

工事中

元請業者  
協力業者

2. 建設廃棄物

■自己処理を行う場合

事業者が、自ら処理する場合は、「産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」(廃掃法令第6条)に従い処理しなければなりません。自社運搬する場合には、産業廃棄物運搬車両の表示と廃棄物の種類・運搬先等必要事項を記載した書面を携行することが必要です。現場内で脱水や破碎等の処理を行う場合でも、下記の施設は産業廃棄物処理施設として許可を受ける必要があるほか、技術管理者を置かなければなりません。③の場合には、元請業者が現場内に設置する移動式の破碎機は設置許可不要とされています。また、①の場合も一定条件を満たす場合は手続きを必要としないとされています。

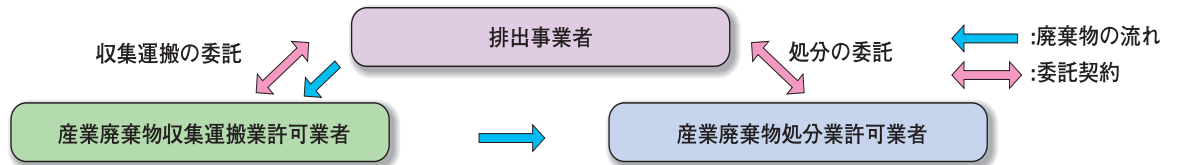
許可を必要とする主な産業廃棄物処理施設

処理施設名	規模
①汚泥の脱水施設	処理能力10m <sup>3</sup> /日を超えるもの(石灰で発熱、水和する施設を含む)
②汚泥の乾燥施設	処理能力10m <sup>3</sup> /日を超えるもの(天日乾燥は100m <sup>3</sup> を超えるもの)
③木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力5t/日を超えるもの(現場での移動式破碎機(事業者の設置したものに限り)は除く)

廃棄物処理法では、廃棄物の種類ごとに処分基準が定められています。処分基準の異なる廃棄物が混合している場合は、混合している廃棄物のうち最も厳しい処分基準に従わなければなりません。このため、安定型最終処分場に安定型産業廃棄物以外の品目が混入しないように、徹底した分別と保管が必要です。

■収集運搬、処理を委託する場合

- ①建設廃棄物の収集運搬、処理を委託する場合は、当該産業廃棄物の収集運搬、処理の許可業者に委託するなど、「事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準」(廃掃法令第6条の2)を遵守しなければなりません。
- ②この場合、元請業者が収集運搬と処分について許可業者と各々書面により委託契約する必要があります(2者契約の徹底)。収集運搬と処分を別の許可業者に委託する場合を下図に示します。



また、下請負人が廃棄物処理業の許可を有している場合にあっても、建設工事(解体工事を含む)の下請負契約と廃棄物処理委託契約は、それぞれ別個に契約しなければなりません。

- ③適正な委託を行わない状況で、受託業者が不法投棄等を行ったときには、委託規準違反として委託者に責任が及びることになります。このため、妥当な委託費用をもって適正な委託契約を行い、併せて契約内容を適切に履行するよう関係者を指導監督する必要があります。
- ④委託に係る産業廃棄物の流れを確認するものとして、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」の使用が義務付けられています。

発注者

なお、発注者においても、建設廃棄物が適正に運搬、処分されたか確認に努めることが望まれます。

参考

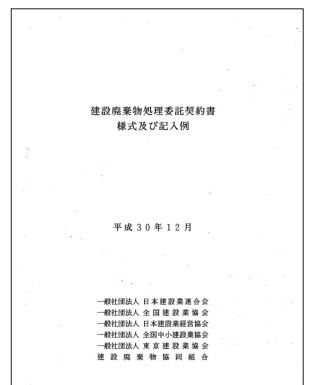
建設廃棄物処理委託契約書

平成12年に廃棄物処理法が改正され、平成13年4月1日より排出事業者に最終処分終了の確認までが義務付けられました。具体的には、廃棄物処理委託契約書に最終処分場所の所在地等を明記するとともに、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により最終処分終了を確認することになりました。

この「建設廃棄物処理委託契約書」は、「建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)」と一体的に運用されることが望ましいもので、右の「建設廃棄物処理委託契約書 様式及び記入例」には記入例と併せQ&Aもまとめられています。

- 作成機関：(一社)日本建設業連合会、(一社)全国建設業協会、  
(一社)日本建設業経営協会、(一社)全国中小建設業協会、  
(一社)東京建設業協会、建設廃棄物協同組合

- 販売元：建設資料普及センター  
TEL 03-3552-5659 FAX 03-3552-1008



参考

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用

マニフェストは、排出事業者が廃棄物の流れを把握するために交付しなければなりません。発行から処分が完了したことを確認するまで管理・チェック・保存が義務付けられています。マニフェストは7枚綴りになっており、そのうちの控の1枚（図 A）と返却される3枚（図 B2、D、E）を照合します。

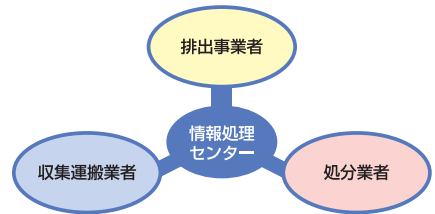
■建設系廃棄物マニフェストの発行：建設六団体副産物対策協議会  
 ■建設系廃棄物マニフェストの取扱元：建設マニフェスト販売センター TEL 03-3523-1630

## 電子マニフェスト

マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでマニフェストをやり取りします。

電子マニフェストの場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者がネットワークに加入する必要があります。

廃棄物処理法第13条の2の規定に基づき、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが全国で1つの「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステムの運用を行っています。



### 電子マニフェストシステムと紙マニフェストの比較(排出事業者の場合)

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引き渡してから、3日以内にマニフェスト情報を情報処理センターに登録</li> <li>廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引き渡すと同時にマニフェストを交付</li> <li>廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付</li> </ul>
処理終了の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報処理センターからの運搬終了報告、中間処理報告、最終処分報告の通知(電子メール等)により確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>B2票の回収・A票照合により運搬終了を確認</li> <li>D票の回収・A票照合により中間処理終了を確認</li> <li>E票の回収・A票照合により最終処分終了を確認</li> </ul>
マニフェストの保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニフェストの保存が不要(情報処理センターがマニフェスト情報を保存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出事業者は収集運搬業者及び処分業者より送付されてきたB2票、D票、E票をA票とともに5年間保存</li> </ul>

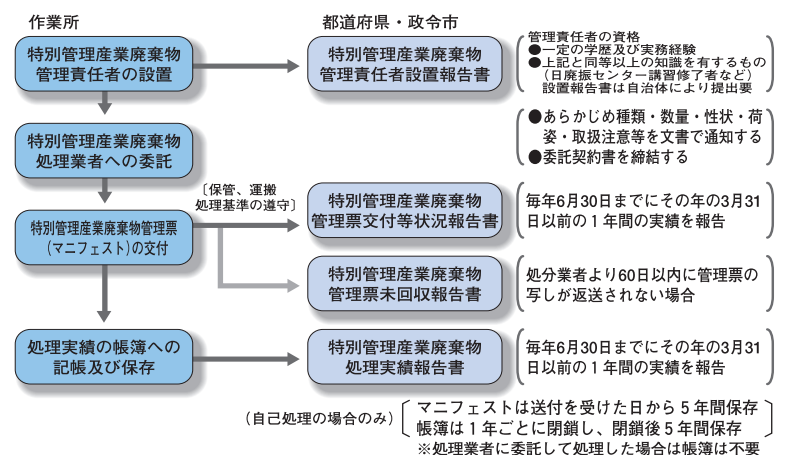
■問い合わせ先：(公財)日本産業廃棄物処理振興センター JWNET サポートセンター  
 TEL 0800-800-9023 URL <https://www.jwnet.or.jp/>

### 3. 特別管理産業廃棄物

吹付けアスベスト除去工事に伴い発生する**飛散性アスベスト等の特別管理産業廃棄物**は、通常の産業廃棄物処理業者ではなく、**収集・運搬と処分について、それぞれ特別管理産業廃棄物の許可業者に処理を委託**しなければなりません。処理方法については、除去工事業者と十分に打合せを行っておく必要があります。

行政(都道府県・政令市)単位で、前々年度に特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く)を**50トン以上排出した事業者は**、当該行政で特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く)を排出する場合は、**電子マニフェストの使用が義務化**されています。

#### 特別管理産業廃棄物の処理フロー



参考

アスベスト(石綿)含有建材の処理

アスベスト(石綿:いしわた・せきめん)は、耐火被覆用・吸音用等の石綿吹付け材、吹付け材以外の石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材、その他の石綿含有成形板など多くの建材として使用されてきました。しかし、中皮種、肺がん等の原因となるといわれ、労働安全衛生法施行令の改正により平成16年10月から大半の石綿含有建材の製造・使用が禁止となり、平成18年9月からは全面禁止となりました。しかし、建築物・工作物には大量に使用されストックされているアスベストがあります。今後は、これらの建築物等の解体・改修時の石綿含有建材からの石綿粉じん飛散を防止していくことが重要となっています。その際には、「大気汚染防止法(大防法)」「労働安全衛生法/石綿障害予防規則(石綿則)」「廃棄物処理法(廃掃法)」に基づく措置が必要です。

●石綿含有建材の分類

石綿障害予防規則においては、除去の際の発じん量の大きさからその作業を下表のように分類しています。

分類	作業	石綿含有建材
レベル1	石綿含有吹付け材の除去作業	吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール(半湿式、湿式)・石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けパーミキュライト
レベル2	吹付け以外の石綿含有保温材等の除去作業	石綿含有保温材、石綿含有断熱材(煙突・折板裏貼り付け)、石綿含有耐火被覆材、ケイ酸カルシウム版第2種
レベル3	その他の石綿含有成形板の除去作業	石綿スレート、ケイ酸カルシウム版第1種、押し成形セメント版、岩綿吸音天井版、ビニル床タイル等

●解体等の工事におけるアスベスト(石綿)対策

現在のアスベスト対策の主な内容は下表のとおりです。なお、令和2年6月に大気汚染防止法、令和2年7月に石綿障害予防規則が改正され、今後、新たな改正内容が段階的に施行される予定です。

解体・改修工事におけるアスベスト関連規制事項

	レベル1			レベル2			レベル3	
	石綿含有吹付け材			保温材・断熱材・耐火被覆材			その他の成形板等	
	掻き落としによる除去	封じ込め 囲い込み	囲い込み	掻き落とし・破碎等による除去	掻き落とし・破碎等によらない除去	封じ込め 囲い込み	切断・破碎等によらない除去	
事前調査	事前調査の義務付け、石綿含有が不明な場合は分析も義務付け							
作業計画	作業計画作成(作業方法、飛散防止措置、ばく露防止措置を含む)							
届出	安衛法	建築物・工作物：計画書					――	
	石綿則	建築物・工作物(一定規模以上の工事)：事前調査結果等報告					――	
	大防法	建築物・工作物：特定粉じん排出等作業実施届					――	
石綿作業主任者	石綿作業主任者技能講習修了者から選任(06年3月以前の特化則修了者も可)							
特別教育	すべての作業員に特別教育を受講させる							
石綿健康診断	常時石綿を取り扱う作業員には雇用時及び6ヶ月に1回受診させる							
措置	標識掲示	近隣へのお知らせ看板の掲示(大防法)					看板掲示(厚生労働省指導)	
	飛散防止措置	立入禁止、飲食・喫茶禁止、作業主任者職務、石綿取扱い注意看板の掲示						
		湿潤化(大防法・石綿則)						
ばく露防止措置	隔離(負圧維持)、点検・解除前の除去完了確認の措置(大防法・石綿則)	当該作業員以外立入禁止	隔離の措置				湿潤化等(石綿則)※1	
	電動ファン付き呼吸用保護具などに限る。保護衣の使用		周辺の養生(大防法) 当該作業員以外立入禁止				関係者以外立入禁止	
廃棄物処理(廃掃法)	特別管理産業廃棄物(廃石綿等)として処理(埋立・溶融・無害化処理) 元請業者が特管産廃管理責任者を設置					石綿含有産業廃棄物(がれき類等)、原則破碎禁止(安定型埋立・溶融・無害化処理)		
作業記録	作業従事者・周辺作業従事者の氏名及び従事期間につき3年間の保存※2(元請)、当該作業に従事しなくなつてから40年間保存(労働者ごと)							

\*特記のないものは安衛法/石綿則の規定  
 \*封じ込め・囲い込みについては、その内容により本表に該当しない場合があるので注意してください。  
 ※1 レベル3の一部建材については、破碎・切断時と電動工具使用時等に、養生・隔離・湿潤化が義務付けられています。  
 ※2 ①実施期間②実施状況(写真・動画等による記録)③完了確認の結果及び確認者の氏名等  
 隔離の措置：隔離・負圧除じん・前室の設置(前室には洗身室と更衣室を併設しなければならない)

具体的な作業内容については、次の図書が参考となります。(法令改正に応じて、逐次改訂される予定です)

- ・「新石綿技術指针对応版」『石綿粉じんばく露防止対策マニュアル』(発行:建設業労働災害防止協会)
- ・『建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6』[http://env.go.jp/air/asbestos/litter\\_ctrl/manual\\_td\\_1403/index.html](http://env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html)
- ・『公共建築改修工事標準仕様書』(建築工事編)(発行:(一財)建築保全センター)
- ・『既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説・2018』(発行:(一財)日本建築センター)



●**アスベスト含有製品の処理**

これまで特別管理産業廃棄物「廃石綿等」には、吹付け材、保温材及びそれらを除去するときに生じたものが指定されていましたが、平成18年10月からは**石綿含有断熱材・耐火被覆材が追加**されました。また、処分方法についても、**無害化処理の認定制度が創設**され、これまでの管理型最終処分場での埋立処分、熔融処理に無害化処理が追加されています。

石綿含有成形板等は、**産業廃棄物「がれき類」等に該当するものの、破砕することにより石綿粉じん飛散のおそれがある**ことから、「石綿含有産業廃棄物」として次のように取り扱うこととされています。

- ・現場内では、他のものと分別し、飛散防止措置を講じる
- ・運搬等に当たっても他のものと混じらないようにする
- ・原則として破砕せず、安定型埋立処分、熔融、無害化処理のいずれかの方法で処理する

■**厚生労働省ホームページ アスベスト（石綿）情報：**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html)

■**環境省ホームページ アスベスト（石綿）問題への取組：**

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

■**国土交通省ホームページ アスベスト問題への対応：**

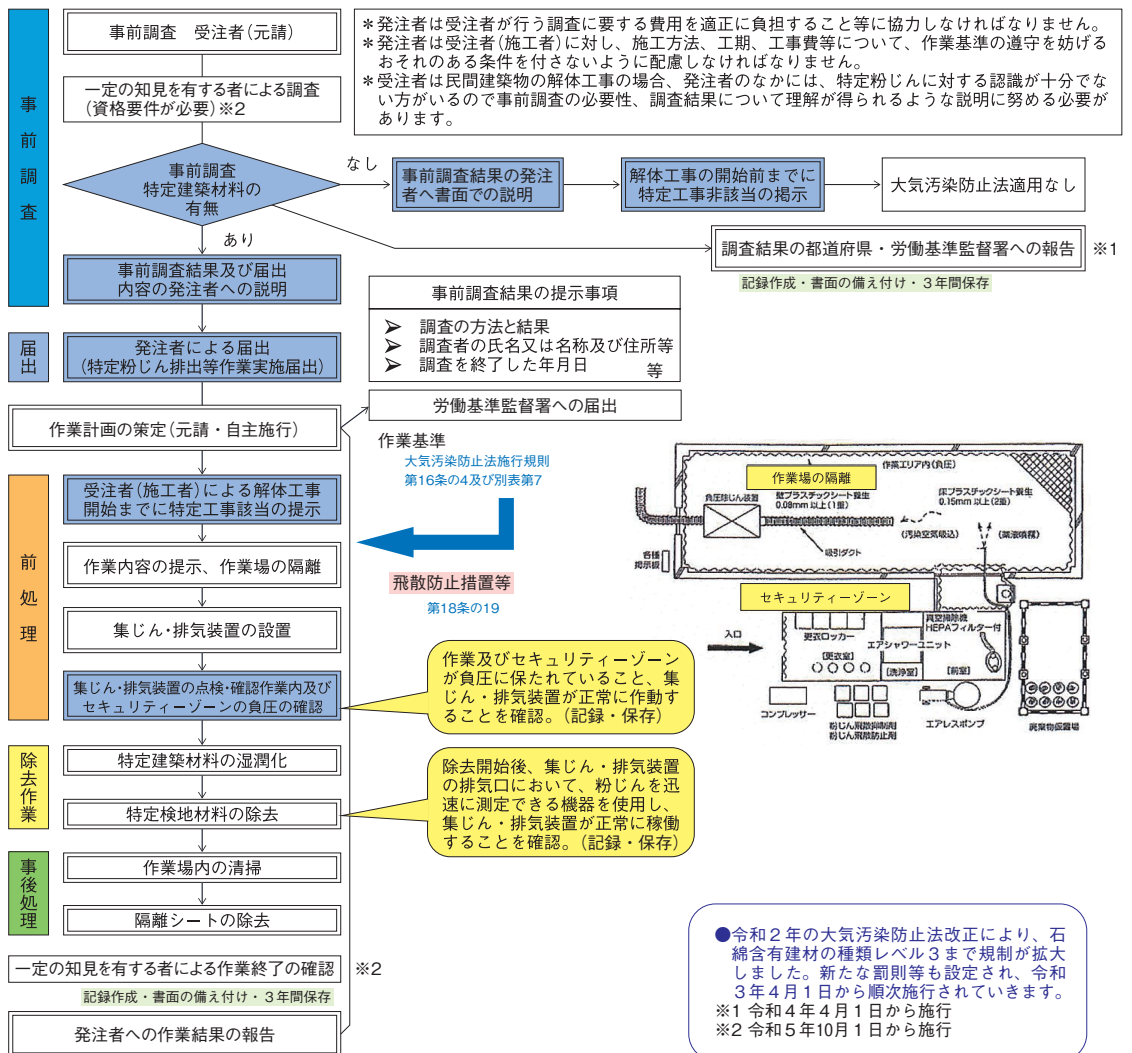
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html>



**大気汚染防止法・石綿障害予防規則による飛散防止対策について**

石綿を使用している建築物や工作物を解体、改修する場合、発注者又は自主施工者は、作業の場所、期間、作業方法などについて作業を始める日を都道府県などの窓口に、保温材等の除去等工事の計画は労働基準監督署に14日前までに届けなければなりません。

解体工事における特定建築材料の除去手順 \* [建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル]を参考に作成



## 参考

## 廃石膏ボード現場分別解体マニュアル(案)

廃石膏ボードは、年間百数十万トンが排出されているとの推計があり、さらに今後、解体系廃石膏ボードを中心に排出量の大幅な増加が見込まれています。

一方、廃石膏ボードのリサイクルの取組は十分に進んでいるとは言えません。特に解体系廃石膏ボードについては、リサイクルに係る体制や技術等が十分確立されていないことから、再資源化されずに最終処分される割合が高いという課題があります。

これらを背景に、国土交通省建設業課では、廃石膏ボードの再資源化の促進を見据え、分別解体と排出時の分別の徹底に係る措置の一つとして、専門家による「廃石膏ボード現場分別解体マニュアル検討委員会」を設置し、適切な現場分別等の方法について整理し、平成22年度に作成した「試行版」に必要な修正を加えて「廃石膏ボード現場解体マニュアル(案)」を作成しました。

本マニュアルを参考とすることで、廃石膏ボードの現場分別の徹底が図られ、廃石膏ボードの再資源化の促進や建設廃棄物の適正処理、最終処分場の延命化等に寄与することを目的としています。

## ●内容

1. マニュアルの位置付け
2. 事前調査
3. 解体工事の計画等
4. 施工
4. 1 解体工事の概要
4. 2 石膏ボード取り付け工法別の解体方法
4. 3 有害物質を含有した廃石膏ボードの取扱い方法
5. 解体後の管理

■参考：国土交通省のリサイクルホームページ

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0305/page\\_030501plaster.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0305/page_030501plaster.htm)

## 15 実績記録の作成・報告・保管

## 16 完了報告の受領・確認

元請業者  
協力業者

建設リサイクル法の対象建設工事の再資源化等が完了したときは、その報告を発注者に書面で行い、その写しを保存しなければなりません。

(建り法第18条、建り法規則第5条)

対象建設工事については、元請業者は特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを**発注者に書面で報告**しなければなりません。

発注者はそれを受領・確認することが必要です。

## ■報告事項

- ①再資源化等が完了した年月日
- ②再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③再資源化等に要した費用

## 元請業者

一定規模以上の工事について再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の実施状況を把握して記録するとともに、**工事完成後1年間保存しなければなりません。**

(資法第15条、同第34条、再生資源判断省令第8条第3項、同第4項、指定副産物判断省令第7条第3項、同第4項)

一定規模  
⇒P30表参照

再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の**実施状況を把握し、記録を1年間保存し、発注者の求めに応じて提出**しなければなりません。

また、廃棄物処理計画についても実施状況を把握し記録を保存すること、建設副産物が適正に処理されたことを**現場や書面等により確認**することが望まれます。

## 発注者

なお、発注者についても、計画の実施状況等を提出させるなど、発注者として建設副産物が**適正に処理されたことを確認**すること、現場に廃棄物が**残置されていないか確認**することが望まれます。

また、明示した条件(数量等)に変更が生じた場合には**適切に精算変更**することが望まれます。

国交省直轄  
工事の運用

国交省発注工事においては、**再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書を提出させる**こととしており、**地方自治体等が発注する公共工事においても同様な措置を行う**ことが期待されます。民間工事においても、これに**準じて運用する**ことが望まれます。

■関連通知 「建設リサイクル推進に係る実施事項について」(建設リサイクルガイドライン)

(平成14年5月30日国官技第41号 国官総第123号 国営計第25号 国総事第20号)

元請業者  
協力業者

産業廃棄物の排出事業者は、事業場ごとに、その年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した manifests の交付等の状況の報告を、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長(以下「都道府県知事等」)に提出しなければなりません。

(廃掃法第12条の3第7項、同規則第8条の27、廃掃法第12条の5第9項、同規則第8条の36)

**電子 manifests を利用した場合**にあっては、情報センターが集計して都道府県知事等に報告を行うため、**事業者が自ら都道府県知事に報告する必要はありません。**

## 17 現場実務のチェックリスト

建設リサイクル法が適用される工事についてのチェックリストです。  
適用対象外の工事についても、これに準じて実施することが望まれます。

【凡例】 ：必須義務 ：実施又は指導の努力義務

※1：公共工事においては実施義務又は指導義務が定められている

※2：公共工事においては実施義務が定められているが、民間工事においては再生資源判断省令・指定副産物判断省令により、一定規模以上の工事の場合に実施義務が定められている（P30参照）

チェックの項目	実施の主体		
	発注者	元請業者	協力業者
<b>①事前調査（計画・設計）</b>			
■「リサイクル計画書（概略設計）（詳細設計）」の作成	<input type="checkbox"/> ※1	—	—
■再生資源の利用の検討	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
<b>②発注計画の作成等（積算・発注）</b>			
■「リサイクル計画書（積算段階）」の作成	<input type="checkbox"/> ※1	—	—
■リサイクル原則化ルールの適用	<input type="checkbox"/> ※1	—	—
■適正積算	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■設計図書への条件明示	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
<b>③事前調査 ④現場分別等の計画の作成</b>			
■事前調査の実施	—	<input type="checkbox"/>	—
■分別解体等の計画等の作成	—	<input type="checkbox"/>	—
<b>⑤発注者への説明 ⑥受領・確認</b>			
■届出事項の説明、受領・確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—
<b>⑦工事請負契約</b>			
■契約書への分別解体等・再資源化等に要する費用の記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—
<b>⑧事前届出</b>			
■工事の届出	<input type="checkbox"/>	—	—
<b>⑨施工計画の作成等</b>			
■再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の作成	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2	—
■廃棄物処理計画の作成	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※1	—
<b>⑩届出事項の告知・確認 ⑪工事下請負契約</b>			
■届出事項を下請負人に告知・確認	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■契約書への分別解体等・再資源化等に要する費用の記載	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>⑫工事着手前の措置（事前措置）</b>			
■事前措置の実施	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>⑬施工（分別解体等）</b>			
■技術管理者等の設置と標識の掲示	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■分別解体等の実施と分別の徹底	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■現場での適切な保管	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■現場内利用の検討	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■縮減の検討	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
<b>⑭副産物の再資源化等・適正処理</b>			
■特定建設資材廃棄物の再資源化の実施	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■廃掃法令第6条に従い処理（自己処理の場合）	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■廃掃法令第6条の2に従い委託（処理を委託する場合）	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
<b>⑮実績記録の作成・報告・保管 ⑯完了報告の受領・確認</b>			
■再資源化等の完了の報告、写しの保存	—	<input type="checkbox"/>	—
■再資源化等の完了の受領・確認	<input type="checkbox"/>	—	—
■再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の実施状況の記録	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2	—
■マニフェストの年度集計と報告	—	<input type="checkbox"/>	—



# リサイクルへの取り組み事例

事業に際しては、建設副産物のリサイクルを十分に考慮し、推進することが必要です。掲載事例の他に、約80のリサイクル事例を広報推進会議ホームページでご覧いただけます。  
■参照：[http://www.suishinkaigi.jp/outline/case\\_list.html](http://www.suishinkaigi.jp/outline/case_list.html)

## リサイクル事例

### 事例1

無害化リサイクル

#### 人体に有害な廃石綿（アスベスト）の無害化・リサイクル処理の推進

レベル1及びレベル2の建材を無害化し、さらに建設用資材にリサイクルするためのリサイクル処理ルートを探し出して処理を委託し、作業所（建設現場）から排出される石綿含有建材（レベル1及びレベル2）の全排出量のうち68%を無害化・リサイクル処理した。無害化・リサイクル処理後は、石綿はスラグとして路盤材に、石綿が付着した金属（配管、ダクト等）は鉄筋に再生した。

平成30年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰国土交通大臣賞



廃石綿



積替保管



鉄筋、スラグにリサイクル

■問い合わせ先：株式会社竹中工務店 東京本店 安全環境部 TEL 03-6810-5114

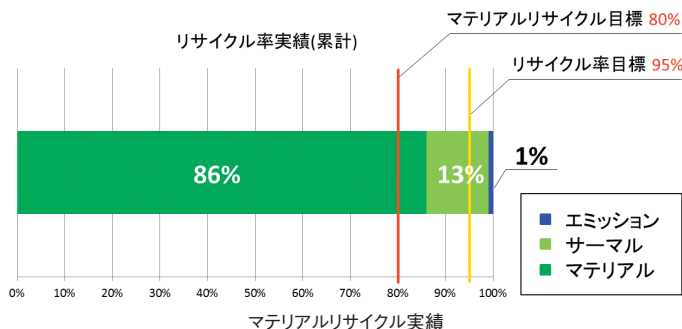
### 事例2

マテリアルリサイクル

#### 廃プラ問題を解決するマテリアル分別をはじめとした三位一体の新3Rによる資源循環システムの構築

廃プラスチックについては組成の調査を行い、マテリアルリサイクル可能なものについては中間処理業者の協力を得て、新規処理ルートを開拓した。中間処理業者と連携しながら作業所にて分別教育や産廃BOXの設置を行い、工事の進捗ごとに組成調査をする一連の流れをサイクルとして回すことでマテリアルリサイクル品目を増やし、マテリアルリサイクル率の向上を行った。成果として、マテリアルリサイクル率86.0%を達成した。また、マテリアルリサイクル率向上のため、産廃ヤードの「見える化」に力を入れ、実物を表示するなど掲示物を工夫することで、マテリアルリサイクルという分別の難しいリサイクル方法の作業所別の精度を高めた。

令和元年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰国土交通大臣賞



マテリアルリサイクル品目(廃プラスチック)

■問い合わせ先：株式会社竹中工務店 本社 安全環境本部 TEL 080-1656-8278

### 事例3

発生土有効利用

## 建設発生土の有効利用活用現場をフォローアップして循環型社会を拓げる

建設現場で発生する上質性状の異なる2種類あるいは3種類の土砂を活用し、物理的に混合処理（粒度改善）を行う万能土質改良機システムを自社開発し、利用用途に応じた品質を満足する盛土材づくりに取り組んでいる。

盛土材としてそのままでは使用できない土砂を有効利用し、河川、道路、都市開発工事の多様な建設発生土や東日本大震災の津波堆積土砂などを幅広く利用して河川堤防の盛土材また道路盛土の盛土材として、それぞれの品質に適合したリサイクル「盛土材への再生」に取り組んでいる。建設現場からの建設発生土を盛土材に活用できるよう改良して、1997年から22年間継続し、現在まで約750万 $\text{m}^3$ の有効利用を行っている。

令和元年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰国土交通大臣賞



万能土質改良システム

■問い合わせ先：株式会社オクノコトー TEL 072-675-0388

### 事例4

浚渫土・発生土有効利用

## 貯水池の浚渫土や建設残土を有効活用したグラウンド造成

相模貯水池の貯水機能の維持と災害防止のための対策として、浚渫事業が継続して行われていた。浚渫土砂を活用したグラウンド造成事業計画を実施し、造成に必要な盛土約77.8万 $\text{m}^3$ のうち約78%（約61.3万 $\text{m}^3$ ）を相模貯水池の浚渫土砂を活用するとともに、この他UCR（株式会社建設資源広域利用センター）から斡旋された周辺での建設発生土約15.4万 $\text{m}^3$ とJR東海の山梨リニア実験線延伸工事からの建設発生土約1万 $\text{m}^3$ も活用した。

令和2年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰国土交通大臣賞



相模貯水池での浚渫状況



完成したグラウンドの全景

■問い合わせ先：東亜建設株式会社 土木部 TEL 03-6757-3841

## 事例5

有効利用、  
官民マッチング

## 民間宅地造成工事の発生土を公共河川工事の築堤盛土として利用

民間宅地開発工事で発生する土を公共河川工事の築堤盛土として官民有効利用マッチングシステムを用いて実施した。官民マッチングにより有効利用した建設発生土量は7,400m<sup>3</sup>で、運搬距離は33kmであった。

2019年度建設資源循環利用促進賞「建設発生土」



建設発生土の発生場所と受入場所の位置関係

■問い合わせ先：渡辺建設株式会社 TEL 028-661-5551

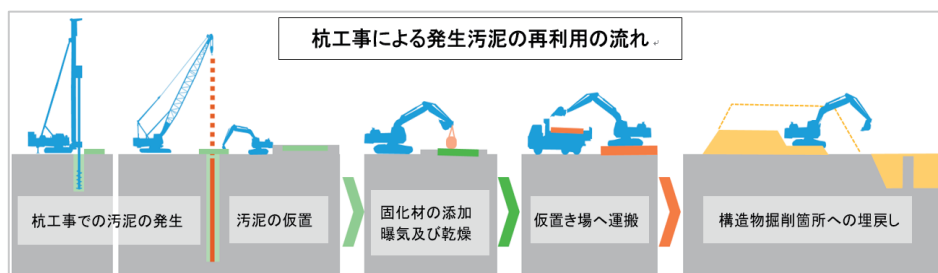
## 事例6

建設汚泥処理土

## 建設汚泥処理土の現場内利用と環境配慮

建築工事において、杭基礎施工時に発生した建設汚泥（約3,200m<sup>3</sup>）を処理し、現場内で自ら利用を行った。発生する汚泥の調査試験を行うとともに、汚泥処理土を再利用（構造物の埋戻し土）するに際し、事前に環境基本法に基づき土壌環境基準および土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量・溶出量が環境基準値内にあることを確認し、利用した。

2019年度建設資源循環利用促進賞「建設汚泥処現場内利用」



■問い合わせ先：東急建設株式会社 安全環境本部 TEL 03-5466-5159



# 建設副産物リサイクル広報推進会議の活動

建設副産物リサイクル広報推進会議におけるリサイクル推進活動を紹介します。  
毎年度リデュース・リユース・リサイクル推進月間(10月)の技術発表会・展示会開催、ポスター作成をはじめ、建設リサイクルの普及・啓発活動として、次のような活動を行っています。

## リサイクル(3R)現場

建設副産物のリサイクル推進に取り組んでいる事例について、公開見学会を開催する工事現場を認定し、その活動を支援しています。

## ホームページによる情報提供

建設副産物リサイクル広報推進会議の「活動内容」、「建設副産物の概要」等の紹介、構成団体等へのリンク集を用意するとともに、「ニュースメール」の配信を行っています。



<http://www.suishinkaigi.jp/>

## その他各種広報活動

- **ポスターの掲出**  
建設関係者や一般の方々に建設リサイクルの重要性を伝えるために、10月の3R推進月間に広報用ポスター掲出による広報活動を実施しています。



- **技術発表会・技術展示会の開催**
- **建設リサイクルシンポジウムの開催**
- **展示用パネル貸出し**
- **リサイクル(3R)現場等一般公開への支援**
- **地方連絡協議会への活動支援**
- **建設資源循環利用促進賞**

## 機関誌「建設リサイクル」 建設副産物対策の総合情報誌

- A4判 ● 季刊(春、夏、秋、冬)

建設リサイクルを取りまく法制度の動向、新たな技術開発等を、学会・官界・建設産業界の第一線で活躍中の実務者に、より分かりやすく紹介する目的で、年間4回発行しています。2018年春号(Vol. 83; 2018年4月発行)以降、電子化。ホームページにて、ご覧いただけます。  
発注者、施工者、処理業者などの建設リサイクルに携わる全ての方々に、実務者による実務者のための基礎的・基本的な情報から実務に直結した情報を届けます!

### 【内容】

- **特集**  
気になるリサイクルの動向や新制度、技術開発、支援措置...etc. 各号ごとにホットで重要なテーマについて様々な視点から特集します。
- **ニュース・フォーカス**  
重要なニュースについて詳しく掘り下げてお伝えします。
- **建設リサイクルの基礎講座**
  - 建設リサイクル法基礎講座 ● 廃棄物処理法基礎講座 ● 関係法令基礎講座
  - 誰でもできる建設リサイクル ● 分かりやすい3R技術基礎講座
- **クローズ・アップ**
- **テクノロジー・トゥデイ**
  - 技術レポート ● リサイクル工法/リサイクル資材
  - 建設リサイクルの現場レポート
  - 現場で使える建設リサイクルQ&A
  - ほっとひと息おとなりさんのエコ
  - トピックス・インフォメーション

## 建設副産物リサイクル広報推進会議の刊行物

### 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

- A4判 ● 12ページ ● 100円+税(一括注文の場合、1,000部以上80円)

#### 【目次】

1. 建設廃棄物の現状
2. 建築物の解体等に当たっては分別解体等及び再資源化等が義務付けられています。
3. 分別解体等は以下の手順で行う必要があります。
4. 工事の発注者や元請業者等は次のことを行う必要があります。
5. 建築物等の解体工事の実施には建設業許可が解体工事業登録が必要です。
6. 届出書・分別解体等の計画等
7. 特定行政庁及び保健所設置市一覧表

### 建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い

- A4判 ● 20ページ
- 200円+税(一括注文の場合、1,000部以上150円)

#### 【収録している有害物質等】

石綿含有吹付け材【レベル1~3】/PCB/PCB含有シーリング材/ダイオキシン類/鉛・カドミウム/フロン/ハロン/水銀/臭化リチウム/クロム、銅、砒素化合物/砒素・カドミウム/建築用断熱材等/残存物品

刊行物の詳細、その他の刊行物につきましては、上記広報推進会議ホームページでご確認いただけます。

## 建設副産物リサイクル広報推進会議とは？

建設副産物リサイクル広報推進会議は、国土交通省、都道府県、政令市等から構成される各地方建設副産物対策連絡協議会や建設業団体など、関係機関が一体となって建設副産物のリサイクルに関する普及啓発活動を推進するため、平成4年5月に設立された団体です。リデュース・リユース・リサイクル推進月間（毎年10月）を中心にポスター、小冊子の作成、技術発表会・展示会、見学会、講習会の開催など、全国各地で多彩な活動を行っています。

## 建設副産物リサイクル広報推進会議

北海道地方建設副産物対策連絡協議会  
東北地方建設副産物対策連絡協議会  
関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会  
北陸地方建設副産物対策連絡協議会  
中部地方建設副産物対策連絡協議会  
建設副産物対策近畿地方連絡協議会  
中国地方建設副産物対策連絡委員会  
建設副産物対策四国地方連絡協議会  
九州地方建設副産物対策連絡協議会  
沖縄地方建設副産物対策連絡協議会  
建設六団体副産物対策協議会  
(一社)日本建設業連合会  
(一社)全国建設業協会  
(一社)日本建設業経営協会  
(一社)全国中小建設業協会  
(一社)日本道路建設業協会  
(一社)日本建設機械施工協会  
(一財)建設業振興基金  
(一財)日本建設情報総合センター  
建設廃棄物協同組合  
(一財)経済調査会  
(一社)建設コンサルタンツ協会  
(一財)建設物価調査会  
(公財)産業廃棄物処理事業振興財団  
(株)建設資源広域利用センター  
(一社)住宅生産団体連合会  
東京建設廃材処理協同組合  
(一財)土木研究センター  
(一社)日本アスファルト合材協会  
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター  
(公社)全国解体工事業団体連合会  
(公社)全国産業資源循環連合会  
(一財)先端建設技術センター

このパンフレットに関するお問い合わせは下記まで

### [発行] 建設副産物リサイクル広報推進会議

[事務局] 一般財団法人先端建設技術センター

TEL 03-3942-3991 / FAX 03-3942-0424

<http://www.suishinkaigi.jp/>

お問い合わせはFAXをお願いします。

このパンフレットは再生紙を使用しています。



建設副産物リサイクルのシンボルマークは、リサイクルの「R」をかたどったものです。赤い円形は建設副産物を表し、建設物からの発生と還元を環境保全の色としてのグリーンで表現しています。